

# 南箕輪村地域防災計画 資料編

## [災害直前対策関係]

### 資料1 気象・水位・雨量観測施設及び情報収集

#### 1. 雨量計設置箇所

##### (1) 簡易雨量計

設置場所	位置	電話番号	管理者
南箕輪小学校	南箕輪村4804-1	(0265)72-3304	校長
南箕輪南部小学校	南箕輪村8306-986	(0265)76-7111	校長
南箕輪中学校	南箕輪村3125-1	(0265)72-3309	校長
上伊那農業高等学校	南箕輪村9110	(0265)72-5281	校長
信州大学農学部	南箕輪村8304	(0265)77-1300	校長

##### (2) 自記雨量計

設置場所	位置	電話番号	管理者
南箕輪村役場〔北側〕	南箕輪村4825-1	(0265)72-2104	危機管理課長
南箕輪村大芝管理事務所	南箕輪村2358-1	(0265)72-2104	危機管理課長
南箕輪村南原保育園	南箕輪村9645-1	(0265)72-2104	危機管理課長

〈国土交通省関係の観測所〉

#### 2. 雨量計設置箇所

##### (1) 水位観測所

観測所（設置場所）	位置	電話番号	管理者
天竜川北殿	南箕輪村北殿	0265-81-6411	管理課
種別			
自記・テレメーター・ライブカメラ・普通 ホームページ掲載			

### 3. 気象、水位及び雨量の情報収集

○気象庁 (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

- ・あなたの街の防災情報
- ・気象警報・注意報
- ・アメダス
- ・雨雲の動き
- ・キキクル（土砂災害、洪水、浸水の危険度分布）

○国土交通省

- ・川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/index>)

○天竜川上流河川事務所

- ・天竜川のCCTV画像、水位、雨量情報  
(<https://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/disaster/about.html>)

○長野県

- ・長野県河川砂防情報ステーション (<https://www.sabo-nagano.jp/dps/>)

○伊那谷ねっと

- ・伊那市ライブカメラ ([https://ina-dani.net/live\\_cameras](https://ina-dani.net/live_cameras))

## 資料 2 警報等の協議及び指定河川

### 1 洪水予報指定河川（建設大臣と運輸大臣が協議して定めた河川）

(a) 洪水予報を行う河川（法第10条2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川。）

#### (a) 水防警報を行う河川名及びその区域

表 3-8-2

河川名	地 域	
天竜川 (上流)	左岸	上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から飯田市竜江姑射橋まで
	右岸	上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から飯田市川路姑射橋まで

#### (b) 水防警報の対象となる水位観測所及び水位

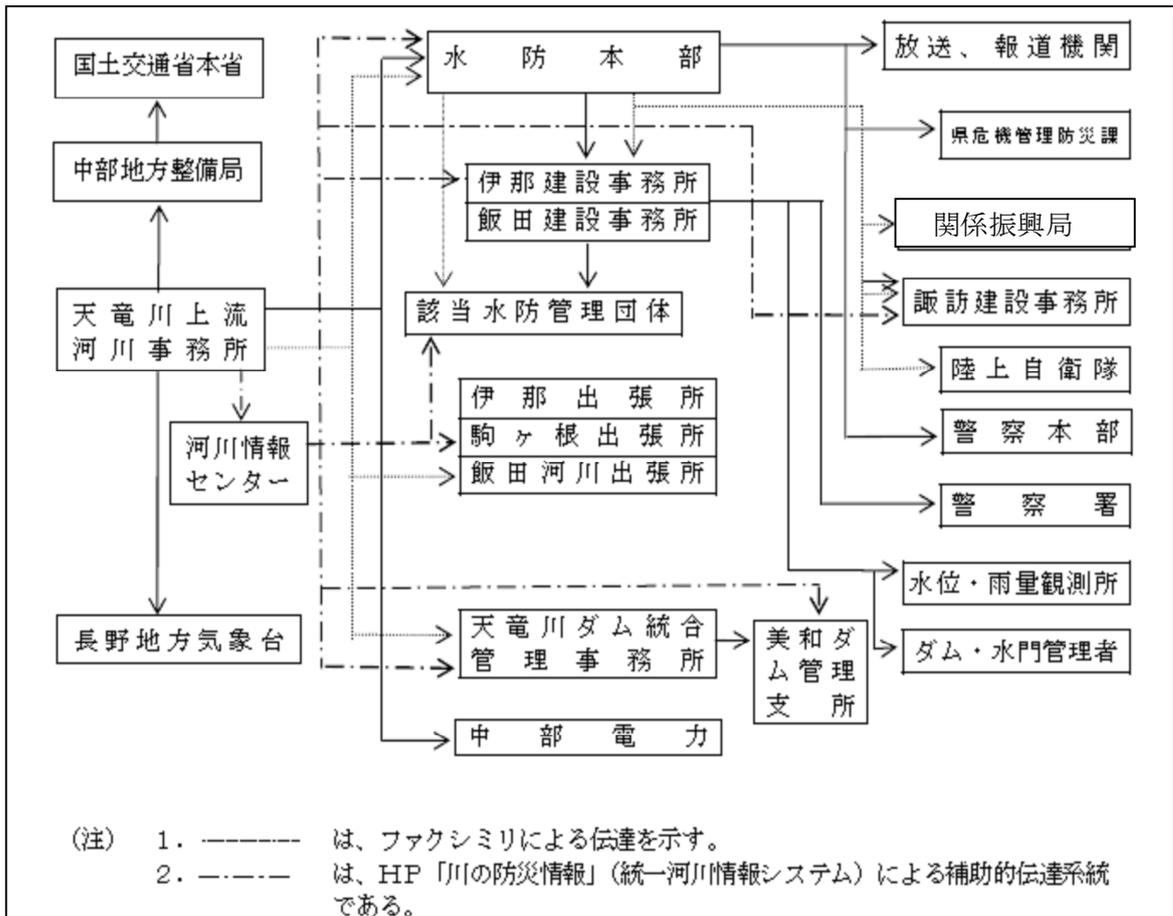
表 3-8-3

観測所名	河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	建設事務所	水防管理団体
伊那富	天竜川	1.0	1.5	3.1	3.12	伊那建設事務所	辰野町・箕輪町
北殿	天竜川	6.0	6.5		8.04		南箕輪村・伊那市
伊那	天竜川	3.5	4.0	5.5	5.55		伊那市、宮田村
沢渡	天竜川	0.5	0.9	1.8	4.41		伊那市、宮田村
下平	天竜川	2.2	2.4		4.78		駒ヶ根市、飯島町、中川村

#### (c) 水防警報段階範囲

観測所名	待機	準備	出動	解除	情報
伊那富	水防団待機水位1.0mで準備及び警戒にあたる	氾濫注意水位1.5mで出動体制の確保し、いつでも出動できる体制とする。	出動水位2.2mで必要に応じて出動	警戒水位以下に下がり水防作業の必要が無くなったとき	水防活動に必要があるとき
北殿	〃 6.0m 〃	〃 6.5m 〃	〃 7.0m 〃	〃	〃

(d) 水防警報の伝達系統 (天竜川)



# [災害体制関係]

## 資料3 南箕輪村防災会議条例

制定 昭和39年8月28日 条例第42号  
改正 平成9年12月24日 条例第19号  
平成12年3月21日 条例第5号  
平成17年3月22日 条例第2号  
平成24年9月14日 条例第18号  
令和4年12月10日 条例第18号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南箕輪村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南箕輪村地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者
  - (3) 長野県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (4) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (5) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (9) 上伊那広域消防本部の職員のうちから村長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
  - (11) 前各号のほか、村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は25人以内とする。
- 7 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に計って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成9年12月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月21日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年9月14日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年12月10日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 3-2 南箕輪村災害対策本部条例

制定 昭和39年 8 月 28 日 条例第43号

改正 平成 8 年 12 月 20 日 条例第20号

平成24年 9 月 14 日 条例第19号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、南箕輪村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第 5 条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

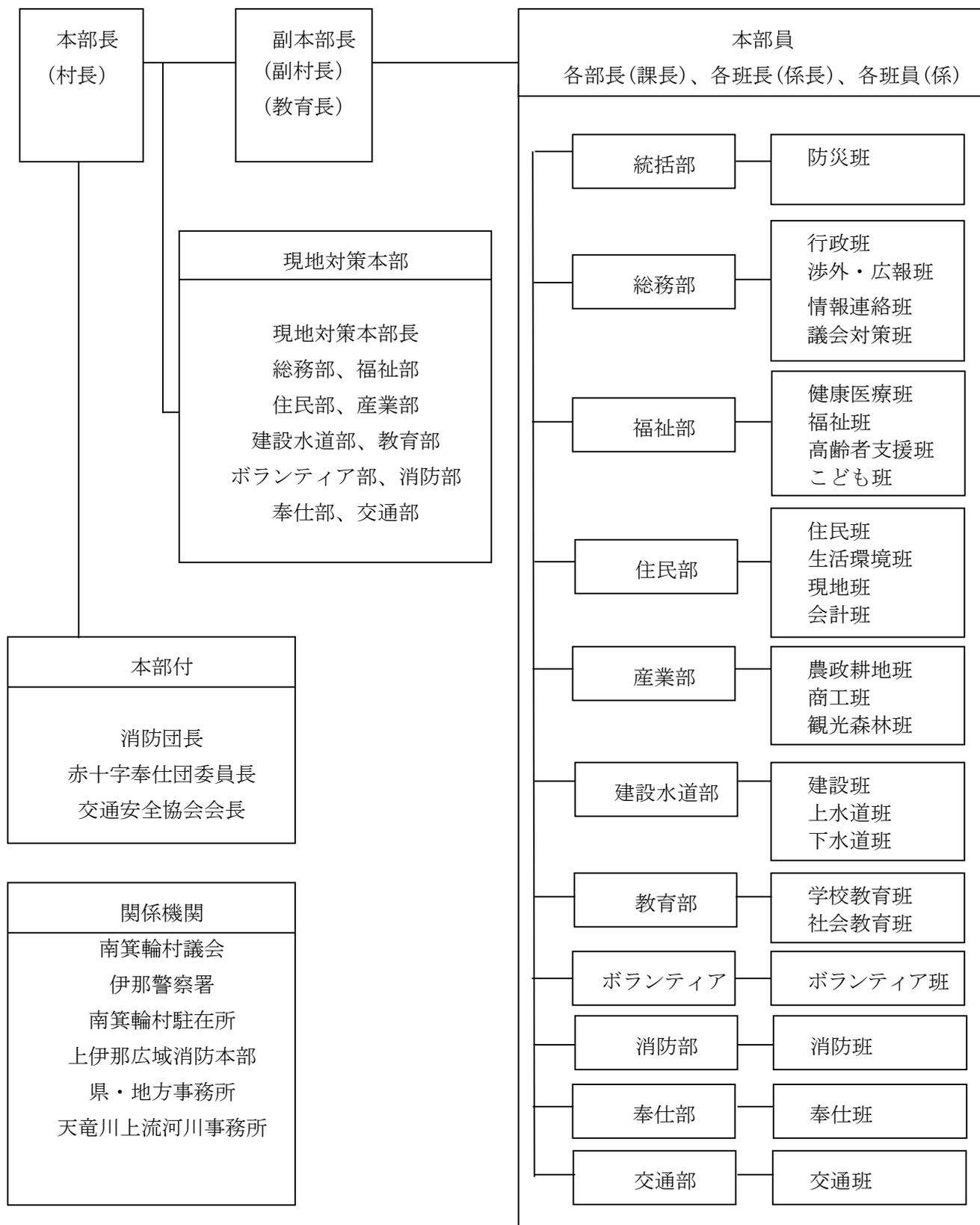
**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 12 月 20 日 条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 南箕輪村災害対策本部組織及び事務分掌



令和7年4月1日から

部	班	班 員	分 掌 事 務
統括部 (危機管理課長)	防災班 班長 (危機管理課長) 補佐 (消防係長)	危機管理課 防災係 消防係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営、各部との連絡調整に関する事</li> <li>2 本部員会議に関する事</li> <li>3 気象情報等の受領・伝達に関する事</li> <li>4 災害警報等の発令・伝達に関する事</li> <li>5 避難指示等の避難情報、災害情報の公表に関する事</li> <li>6 関係機関、団体に対する災害応援要請に関する事</li> <li>7 長野県広域消防相互応援体制に基づく応援要請に関する事</li> <li>8 自衛隊の派遣要請及び宿泊施設の確保、ヘリポート及び車両置き場並びに自衛隊が使用する災害応急対策用資機材の確保に関する事</li> <li>9 消防団、自主防災組織等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>10 赤十字奉仕団との連絡調整に関する事(福祉班と連携)</li> <li>11 被災地の警備に関する事</li> <li>12 消防、水防及び災害活動に関する事</li> <li>13 防犯に関する事</li> <li>14 防災行政用無線の統制に関する事</li> </ol>
総務部 部長 (総務課長) 補佐 (地域づくり推進課長) (議会事務局長)	総務班 班長 (行政係長)	総務課 行政係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員、勤務の把握、配置換えに関する事</li> <li>2 来庁者及び職員の安全確保、被災職員に関する事</li> <li>3 災害見舞い等に関する事</li> <li>4 庁舎の災害対策に関する事</li> <li>5 交通安全・保全に関する事</li> <li>6 交通輸送計画に関する事</li> <li>7 交通安全協会等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>8 避難所開設に関する事</li> </ol>
	渉外・広報班 班長 (秘書広報係長)	総務課 秘書広報係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害及び生活関連情報の広報に関する事</li> <li>2 新聞社等マスメディアの対応</li> </ol>
	情報連絡班 班長 (地域振興係長) 補佐 (企画係長) (情報政策係長)	地域づくり 推進課 企画係 地域振興係 情報政策係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関する事</li> <li>2 被害状況の総括・収集及び報告に関する事</li> <li>3 被災地との連絡に関する事</li> <li>4 災害経過記録・災害の記録に関する事</li> <li>5 受援に関する事。</li> <li>6 情報システム関係の被害状況調査及び復旧に関する事</li> </ol>
	議会対策班 班長 (議会事務局次長)	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村議会に関する事</li> <li>2 議員との連絡調整、情報連絡に関する事(情報連絡班補助)</li> <li>1 災害情報の収集に関する事</li> <li>2 被害状況の総括・収集及び報告に関する事</li> <li>3 被災地との連絡に関する事</li> <li>4 災害経過記録・災害の記録に関する事</li> </ol>

部	班	班 員	分 掌 事 務
福祉部 部長 (健康医療課長) 補佐 (福祉課長) (こども課長)	保健予防班 班長 (健康推進係長) 補佐 (医療保険係長)	健康医療課 健康推進係 医療保険係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健施設の災害対策に関すること</li> <li>2 救護所の開設、運営に関すること</li> <li>3 負傷者の被服、寝具、その他生活物資に関する こと</li> <li>4 伝染病・感染症の対策、防疫、予防に関する こと</li> <li>5 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>6 医療品等の調達、確保、供給に関すること</li> <li>7 負傷者の救護活動に関すること</li> <li>8 助産に関すること</li> <li>9 食品衛生に関すること</li> <li>10 保健指導・健康相談等に関すること</li> </ol>
	福祉班 班長 (福祉係長)	福祉課 福祉係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所で必要な応急物資確保に関すること</li> <li>2 赤十字奉仕団との連絡調整に関すること（防災 班と連携）</li> <li>3 炊き出し・食品の給与に関すること</li> <li>4 被災者、応急仮設住宅避難者の福祉全般に関す ること</li> <li>5 見舞金等の配布に関すること</li> <li>6 災害時要援護者対策に関すること</li> <li>7 生活再建支援に関すること (こども班補助)</li> </ol>
	高齢者支援班 班長 (高齢者支援係長) 補佐 (相談係長)	福祉課 高齢者支援係 相談係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>2 福祉施設の災害対策に関すること</li> <li>3 福祉施設入所者の安全対策、避難救助に関す ること</li> <li>4 民生児童委員との連絡調整に関すること</li> <li>5 災害時要援護者対策に関すること</li> </ol>
	こども班 班長 (子育て支援係長) (母子保健係長) (こども相談室係長)	こども課 子育て支援係 母子保健係 こども相談室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営に関すること</li> <li>2 被災者、応急仮設住宅避難者の児童福祉に関す ること</li> <li>3 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関す ること</li> <li>4 児童福祉施設の災害対策に関すること</li> <li>5 児童福祉施設通所者の安全対策、避難救助に関 すること</li> </ol>
	(保育園長)	各保育園 保育士 調理師	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児に関すること</li> <li>2 保育施設に関すること</li> <li>3 本部長の命ずる災害応急対策に関すること</li> </ol>

部	班	班 員	分 掌 事 務
住民部 部長 (住民環境課長) 補佐 (財務課長) (会計管理者)	住民班 班長 (住民係長)	住民環境課 住民係	1 初動期ボランティア受付 (ボランティア部の体制が整い次第引継ぎ) 2 り災証明に関すること 3 被災者の安否確認に関すること 4 外国籍村民に関すること
	生活環境班 班長 (生活環境係 長)	住民環境課 生活環境係	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理、ゴミ対策に関すること 3 有害物質の安全確保及び指導に関すること 4 犬猫等に関すること 5 不衛生生物の駆除に関すること 6 遺体収容所の開設に関すること 7 埋火葬に関すること
	現地班 班長 (税務係長) 補佐 (財政係長) (収納係長)	財務課 財政係 税務係 収納係	1 被災地及び被災世帯の被害状況調査及び報告に 関すること(被害家屋調査) 2 避難者名簿の作成に関すること 3 現地における救援活動に関すること 4 本部及び被災者との連絡に関すること 5 避難所の運営に関すること(二次的対応)
	(財政係長)	財務課 財政係	6 村の行政財産・普通財産に関すること(二次的 対応)
	(収納係長)	財務課 収納係	7 災害時の納税、被災者の納税に関すること(二 次的対応)
会計班 (会計係長)	会計室 会計係	1 災害経費の出納に関すること(二次的対応) (現地班補助) 1 被災地及び被災世帯の被害状況調査及び報告に 関すること 2 避難者名簿の作成に関すること 3 現地における救援活動に関すること 4 本部及び被災者との連絡に関すること 5 避難所の運営に関すること(二次的対応)	

部	班	班 員	分 掌 事 務
産業部 部長 (産業課長) 補佐 (観光森林課長)	農政耕地班 班長 (農政係長) 補佐 (農業委員会 事務局次長) (耕地係長)	産業課 農政係 農 業 委 員 会 事務局 耕地係	(農業関連) 1 農業関係の被害状況調査及び報告に関する事 2 食料の調達、確保及び配布に関する事 3 営農資金、農林業資金等の融資あっせんに関する事 4 農業関連施設の応急対策及び復旧に関する事 5 家畜伝染病、病害虫防除に関する事 6 農業関係機関との連絡調整に関する事 (耕地関連) 1 耕地関係の被害調査及び報告に関する事 2 耕地・土地改良施設等の応急対策及び復旧に関する事 3 各土地改良区との連絡調整に関する事
	商工班 班長 (商工係長)	産業課 商工係	1 商工関連の被害状況及び報告に関する事 2 企業への連絡調整 3 商工関係災害資金の融資あっせんに関する事 4 勤労者に対する融資に関する事 5 失業対策に関する事 6 高圧ガス・火薬類に関する事 7 物資の輸送等に関する事
	観光森林班 班長 (大芝サービス係長) 補佐 (森林デザイン係長)	観光森林課 大芝サービス係 森林デザイン係	1 観光地及び観光施設の被害状況及び報告に関する事 2 山林関係の被害調査及び報告に関する事 3 関係施設利用者の安全確保及び施設の被害対策に関する事 4 物資の拠点施設等に関する事

部	班	班 員	分 掌 事 務
建設水道部 部長 (建設水道課長)	建設班 班長 (建設管理係長) 補佐 (建設工事係長)	建設水道課 建設管理係 建設工事係	1 公共土木施設、河川の被害状況調査及び報告に関すること 2 応急資機材の調達及び確保に関すること 3 公共土木施設の災害対策に関すること 4 緊急輸送路の確保、道路状況の把握等交通の確保に関すること 5 水防対策に関すること 6 住宅・公共住宅等の災害対策に関すること 7 応急仮設住宅の調達及び確保等に関すること
	上水道班 班長 (上水道係長)	建設水道課 上水道係	1 上水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 飲料水の確保及び供給に関すること 3 上水道施設の保全に関すること 4 上水道施設の応急対策及び復旧に関すること
	下水道班 班長 (下水道係長)	建設水道課 下水道係	1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 避難所仮設トイレの確保・設置に関すること 3 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること 4 下水道施設の保全に関すること
教育部 部長 (教育次長) 補佐 (図書館長補佐)	学校教育班 班長 (学校教育係長)	教育委員会 学校教育係	1 学校教育施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 学校教育施設の災害対策に関すること 3 教育施設の選定に関すること 4 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 5 被害児童生徒の把握及び学用品の調達・配布・あっせんに関すること 6 被害児童生徒に対する教育の実施に関すること 7 教職員の動員、被災教職員に関すること 8 避難している児童生徒の把握に関すること 9 給食施設の使用に関すること 10 学校教育施設の避難所確保に関すること
	社会教育班 班長 (社会教育係長)	教育委員会 社会教育係	1 社会教育施設、社会体育施設及び文化財の被害状況調査に関すること 2 社会教育施設、社会体育施設及び文化財の災害対策に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること 4 公民館（地区公民館等）の災害対策に関すること 5 社会教育施設の避難所確保に関すること
ボランティア部 部長 (社会福祉協議会 事務局長)	ボランティア班 班長 (事務局次長)	社会福祉協議会	1 災害時要援護者対策に関すること 2 ボランティア活動等ボランティア全般に関すること 3 義援物資及び義援金に関すること

部	班	班 員	分 掌 事 務
消防部 部長 (消防団長)	消防班 班長 (副団長)	消防団員	1 消防活動全般に関する事 2 住民の避難誘導に関する事 3 被災者の救助及び応急活動に関する事 4 災害の警戒、防御に関する事 5 消防施設の被害状況調査及び報告に関する事 6 消防施設の災害復旧に関する事
奉仕部 部長 (赤十字奉仕団 委員長)	奉仕班 班長 (赤十字奉仕団 副委員長)	赤十字奉仕団員	1 被災者に対する炊き出しに関する事 2 被災者の救急活動等に関する事 3 その他本部長協議して、定めたことに関する事
交通部 部長 (交通安全協会長)	交通班 班長 (交通安全協会 副会長)	交通安全協会 役員 交通安全協会員	1 交通安全の確保、交通誘導、交通規制等に関する事 2 その他本部長協議して、定めたことに関する事

災害本部参画関係機関

伊那警察署、南箕輪村駐在所、上伊那広域消防本部  
 長野県、天竜川上流河川事務所、上伊那地域振興局、伊那建設事務所  
 伊那保健福祉事務所、自衛隊 など

資料5 公用車保有台数一覧表

(令和6年10月1日現在)

車種 箇所別	乗用車		貨物車		トラック		マイク ロ	特殊車	その他	合計
	普通	軽自 動車	普通	軽自 動車	ダン プ	軽自 動車	バス等	消防車 等	バイク、ト ラクター	
総務課	6(1)※			2		1	1		2	12
危機管理課								1		1
地域づくり推進課							2			2
健康医療課		1								1
福祉課		5								5
住民環境課						1				1
財務課				2						2
こども課		3(1)※		1						4
産業課		1								1
観光森林課				1		1				2
建設水道課				6	1	1		3		11
教育委員会		1	1	2		1				5
学 校			1			1	5			7
開発公社・大芝 施設管理				1		1	1		1	4
西部土地改良区				1						1
社会福祉協議会							1	4		5
消防団								11		11
保育園関係		1								1
地域おこし協力 隊関係		3		4		1				8
合 計	6	15	2	20	1	8	10	19	3	84

※内数で ( ) が電気自動車

## 資料6 南箕輪村における災害時応援協定一覧

区分	関係部署	災害時応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容	備考
医療・救助	福祉部	災害時の医療についての協定書	社団法人上伊那医師会	H7. 4. 1	医療救護班の派遣等	資料10 資料11
医療・救助	統括部 総務部	長野県消防相互応援協定書	県内全消防組合等	H8. 2. 14	県内常備消防の相互応援	資料8 資料9
相互応援	統括部 総務部	長野県市町村災害時相互応援協定書	県内全市町村	H8. 4. 1	市町村相互の応援	資料6-2 資料7
情報伝達	総務部	災害時における相互応援に関する協定書	南箕輪郵便局	H11. 2. 19	災害情報の提供	
ライフライン	建設水道部	水道用水の緊急応援協定	神子柴簡易水道組合	H14. 10. 1	災害時・非常時における水道用水の相互応援及び供給	
応急・復旧	建設水道部	災害等による応急給水対応・応急復旧工事に関する協定	南箕輪村水道指定工事店組合	H15. 1. 14	災害時における給水対応・応急復旧対応	
物資供給	福祉部 産業部	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合 コープながの	H15. 2. 17	災害時における生活物資供給の協力	
医療・救助	福祉部	災害時の歯科医療救護についての協定書	社団法人上伊那歯科医師会	H16. 1. 1	歯科医療救護班の派遣等	
応急・復旧	建設水道部	災害・除雪等緊急時における復旧協力等に関する協定	南箕輪建設業組合	H18. 7. 18	災害時及び未然防止のための緊急出動・応急災害復旧等	
情報伝達	住民部 産業部	災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	上伊那猟友会南箕輪支部	H19. 11. 30	災害時における行方不明者の捜索への協力、情報の収集伝達	
施設応援	産業部 総務部	災害時における施設使用に関する協定	長野県西部南箕輪土地改良区	H20. 8. 1	災害時・訓練等における土地改良施設の使用・協力	
物資供給	建設水道部	災害時における応急対策業務に関する協定	フジヤ機工株式会社	H20. 10. 2	応急復旧用の機械器具・資材の提供、避難施設等における応急業務（仮設トイレの設置等）	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	南箕輪村社会福祉協議会	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	特別養護老人ホーム南箕輪老人ホーム	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	特別養護老人ホームみのわ園	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	

施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	障害者支援施設 大萱の里	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	社会福祉法人ア ンサンブル会	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	有限会社かいご 家	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	伊那養護学校	H21. 3. 19	災害時の要援護者受入協力	
物資供給	建設水道部 福祉部	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ 災害対策セン ター	H22. 6. 16	復旧作業資材、日用品、水、冷暖房器具、電気用品、トイレ関係等の優先供給	
情報伝達	総務部	災害情報等の放送に関する協定	伊那市有線放送 農業協同組合	H22. 12. 27	災害情報等の放送等	
情報伝達	総務部	災害情報等の放送に関する協定	伊那ケーブルテ レビジョン株式 会社	H22. 12. 27	災害情報等の放送等	R6. 10. 25 協定の一部改定
ライフライン	福祉部 建設水道部	飲料の提供に関する協定書	㈱伊藤園	H25. 9. 25	災害時における飲料の提供	
応急・復旧	住民部	災害時等における応急対策業務及びその後の維持管理業務（環境衛生）に関する協定書	(有)ハクトート ータルサービス	H26. 1. 6	災害時及び未然防止のための応急復旧、避難所の環境維持等	
応急・復旧	住民部	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	長野県建築士会 上伊那支部	H26. 2. 28	避難所建物の応急判定	R5. 1. 26 協定の一部改定
ライフライン	統括部 総務部	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野県LP協会上 伊那支部、長野 県LPガス協会	H26. 3. 14	LPガスの供給、施設点検等	
施設応援	福祉部	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	社会福祉法人ふ れあい	H28. 7. 6	災害時の要援護者受入協力	
物資供給	建設水道部 福祉部	災害時における物資供給に関する協定	株式会社アク ティオ	H28. 7. 13	災害時におけるレンタル機材・土木資材供給の協力 飲料水や避難所等の暖房器具など	
医療・救助	福祉部	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人長 野県助産師会上 伊那地区	H28. 8. 8	災害時医療救護・助産師の派遣等	
医療・救助	福祉部	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人上 伊那薬剤師会	H28. 8. 8	災害時薬剤師班の派遣等	
情報伝達	総務部	災害時における臨時災害放送局開設運用支援に関する協定	日本ケーブルテ レビ連盟信越支 部	H29. 7. 14	災害情報等の放送等	
物資供給	統括部 建設水道部	災害時における応援協力に関する協定	上伊那生コン事 業共同組合	H29. 8. 7	上伊那広域連合参加市町村 消火用水供給・砂供給	

物資供給	福祉部 産業部	災害時における救 援物資提供に関する協定	北陸コココーラ ボトリング株式 会社ベンディン グ事業部	H29. 8. 10	災害時における飲料 の提供	R6. 6. 27 協定の一 部改定
輸送関係	産業部	長野県広域防災拠 点施設に関する協 定	長野県	R1. 8. 8	長野県防災拠点等	
応急・復旧	建設水道 部 産業部	災害時における相 互協力に関する協 定	中部電力株電力 ネットワークカ ンパニー伊那営 業所	R1. 11. 6	救助活動拠点への電 力提供 災害復旧時の道路啓 開	
情報伝達	統括部 総務部	災害時に係る情報 発信等に関する協 定	ヤフー株式会社	R2. 1. 31	HPキャッシュサイト 緊急情報のヤフーサー ビスへ掲上	
相互応援	統括部 総務部	三遠南信災害時相 互応援協定	三遠南信構成都 市	R2. 3. 31	災害時の相互応援	
施設応援	福祉部	災害時における要 援護者の受け入れ に関する協定	株式会社さいと う	R2. 8. 28	災害時の要援護者受 入協力	
物資供給	統括部 総務部	災害時における物 資供給等の協力に 関する協定	晴海産業株式會 社	R2. 9. 1	災害時物資供給協定	
施設応援	福祉部	災害時における要 援護者の受け入れ に関する協定	社会福祉法人長 野県社会福祉事 業団	R2. 9. 2	災害時の要援護者受 入協力 ほっとジョイブ	
応急・復旧	建設水道 部	大規模災害時にお ける応急対策業務 に関する協定	長野県建設業協 会伊那支部、上 伊那圏城市町村	R3. 12. 22	大規模災害時にお ける市町村が管理す る公共施設における 応急措置、障害物の 除去等	
地域連携 情報収集	総務部 建設水道 部	地域防災力向上等 に関する包括連携 協定	損害保険ジャパ ン株式会社	R4. 6. 24	災害時の無人航空機 等による災害情報の 収集 地域の防災力向上に 向けた連携	
資源協力	産業部	危機発生時等の支 援活動に関する協 定	南箕輪村商工会	R4. 9. 1	危機発生時の村から の要請に対する資源 協力	
応急・復旧	建設水道 部	災害時における相 互協力に関する協 定	東日本電信電話 株式会社	R5. 2. 7	大規模通信障害発生 時における早期復旧 に向けた相互協力	
相談業務	住民部	災害時における相 談業務に関する協 定	長野県弁護士会	R6. 3. 28	被災者支援のための 相談業務	
物資供給	総務部 福祉部	連携に関する協定	大明化学工業株 式会社	R6. 9. 19	災害時避難所にお ける避難が長期化し た場合の衛生用品等 の提供	連携協定 の運用の 一つ

## 資料 6-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両等

エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ 被災者の一時収容のための施設

カ 火葬場

(2) 人員の派遣

ア 救護及び応急措置に必要な職員

イ 消防団員

(3) その他

ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ ボランティアのあっせん

ウ 児童・生徒の受け入れ

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経

費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(補 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

(別記) 他ブロック省略

ブロック名	代表市町村	構成市町村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村

## 資料7 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表

(3) その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 資料 8 長野県消防相互応援協定書

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

#### (対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

#### (地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

#### (代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

### 第2章 相互応援

#### (応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

#### (応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表

消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当

イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費

エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

### 第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則(平成12年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則(平成13年7月1日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

別表

区分市町村等

北信地域 長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合

東信地域 上田地域広域連合 佐久広域連合

中信地域 松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合

南信地域 諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

## 資料 9 長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

(1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。

(4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(1) 災害の種別、発生場所及び状況

(2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3) 応援隊の集結場所

(4) 応援隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の注意事項

(7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(1) 派遣人員

(2) 派遣車両

(3) 資機材等の種別及び数量

(4) 出発時刻及び到着予定時刻

(5) 指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書（様式第3号）により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書（様式第4号）により報告するものとする。

（応援隊の編成及び指揮）

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

（総括代表消防機関等への連絡）

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

（応援要請の解除）

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書（様式第5号）により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

（会議等）

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

（協議会）

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

（地域連絡会議）

第12条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

（その他会議）

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

（協議事項）

第14条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。
- (5) その他必要な事項

（協議）

第15条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

# [救助・救急・医療関係]

## 資料10 災害時の医療救護についての協定書

上伊那郡市町村長（以下「甲」という。）と社団法人上伊那医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、各市町村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、市町村医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行なうものとする。

3 乙は、市町村医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡体制
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検索
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定機関」という。）は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。

2 前項の協定機関の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、甲、乙、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年4月1日

甲 上伊那郡市市町村長 印

乙 社団法人 上伊那医師会長 印

## 資料 11 医療救護活動実施細目

平成 7 年 4 月 1 日をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第 12 条の規定に基づき、実施細目を次にとおり定める。

（要請）

第 1 条 要請は災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第 2 条 甲は乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第 3 条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師 1 名、看護師 2 名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第 4 条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第 5 条 乙は、協定書第 3 条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第 1 号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第 6 条 乙は、協定書第 11 条第 1 項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護班派遣に要する費用
  - ・実費弁償請求書（別記第 2 号様式）
  - ・医療救護班員名簿（別記第 3 号様式）
- (2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等
  - ・請求書（別記第 4 号様式）
  - ・救助の種目別物資受払状況（別記第 5 号様式）
  - ・救護班活動状況（別記第 6 号様式）
  - ・病院診療所医療実施状況（別記第 7 号様式）
  - ・助産台帳（別記第 8 号様式）
- (3) 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合
  - ・扶助金支給申請書（別記第 9 号様式）

（費用等の額）

第 7 条 協定書第 11 条第 2 項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）の規定による。

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第 8 条 第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第 5 条及び第 6 条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第 9 条 甲は、第 6 条及び第 8 条に定める費用弁償について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

本実施細目を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 4 月 1 日

甲 上伊那郡市町村長 印  
乙 社団法人 上伊那医師会長 印

## 資料 12 病院及び医院一覧

### 1 南箕輪村内の病院及び医院

名 称	所在地	電 話	診療科目	備考
長田内科循環器科医院	南箕輪村3717	72-4043	内・小・循消	
南信病院	南箕輪村8811	78-4161	精	
みなみみのわ内科クリニック	南箕輪1548-2	77-5677	内	
高原医院	南箕輪村586-2	98-0385	整・リハ	
ゆりの木クリニック	南箕輪3412-1	74-2128	眼	
堀田内科クリニック	南箕輪5587-2	72-3980	内・循	

## 資料 13- 1 災害用医薬品備蓄場所一覧

名 称	所在地	電 話	備 考
岡野薬品(株) 伊那営業所	南箕輪村6552 - 1	TEL 72 - 5271 FAX 78 - 2528	
東邦薬品(株)	駒ヶ根市赤穂3259-107	TEL 81 - 6656 FAX 81 - 6658	

【事務局：備蓄なし】

名 称	所在地	電 話	備 考
長野県医薬品卸 協同組合	松本市中央4 - 9 - 63 (社)松本薬業会館内	TEL 0263-36-7616 FAX 0263-36-7616	

## 資料 13- 2 災害用衛生材料備蓄場所一覧

上伊那

名 称	所在地	電 話	備 考
中日本 メディカルリンク(株) 伊那営業所	南箕輪村5565 - 3	TEL 73 - 2281 FAX 74 - 1006	

【事務局：備蓄なし】

名 称	所在地	電 話	備 考
長野県医療機器販売 業協会	松本市笹賀7600-19 (株)上條器械店内	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952	

# [消防・水防関係]

## 資料 14 水防倉庫の状況

### 1. 水防倉庫

倉庫名	南箕輪村役場 水防倉庫
所在地	長野県 上伊那郡 南箕輪村 4820-2
形式寸法	鉄骨造 平屋建 8.0m×6.0m×3.0m(高さ)
管理責任者	南箕輪村長 藤城 栄文

### 2. 倉庫備蓄資材機材 (器具・機械含む) : 平成 24 年 4 月 1 日現在

名称	規格寸法	単位	数量	備考
つるはし	両ツル	丁	20	
〃	バチツル	丁	5	
かきや		丁	20	
ジョレン		丁	20	
ハンマー		丁	10	
かなづち		丁	5	
スコップ		丁	30	
フォーク		丁	1	
万能クワ		丁	5	
ペンチ		丁	10	
しの		丁	15	
鎌	下草鎌	丁	5	
〃		丁	35	
なた	二丁差し	丁	20	
のこぎり		丁	5	
カッター	事務用	個	5	
〃	小	丁	1	
〃	中	丁	3	
〃	大	丁	6	
投光機		基	5	
コードリール		基	2	
発電機		基	4	
水中ポンプ		基	2	
はしご	ステン製	基	1	
松杭	10cm*1.5m	本	90	
角杭	5cm*1.0m	本	100	
はぞ木	4 m	本	6	
竹ざお	Φ3cm*5m	本	30	
〃	担架用	本	12	
土のう	ポリ	枚	5,000	

名称	規格寸法	単位	数量	備考
麻袋		枚	40	
こも		枚	20	
ブルーシート		枚	60	
番線	10m	巻	20	
P P テープ	30m	巻	5	
荒縄		玉	10	

その他				
水槽	操法用	基	4	
火点	操法用	基	4	
ポリタンク	ガソリン用	個	2	
〃	混合	個	2	
〃	飲料水	個	1	
飲用水袋	非常用	袋	200	10ℓ
〃	〃	袋	1,000	4ℓ
〃	〃	袋	5,600	2.5ℓ
テーブル	緊急用	台	1	
演台	消防用	台	1	
テント	小	張り	2	
〃	大	張り	1	
〃シート	雨天用	式	1	

# [緊急輸送関係]

## 資料 15 緊急交通路交通規制対象予定道路

### ○ 警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	交通検問所	関連都県
中央道自動車道西宮線	阿智村県境～富士見県境	飯田、伊那、諏訪 IC	岐阜(愛知)、山梨
長野自動車道	岡谷 JCT～更埴 JCT	松本 IC	
国道 361 号	伊那市 R 153 号交点～木曾町 R 19 号交点		

### ○ その他幹線道路

路線名	区間(県内)	関連都県
国道 153 号	塩尻市 R 19・20 号交点～愛知県境	愛知

### ○ 震災対策緊急輸送路【強化地域内】(第一次)

路線名	区間(県内)	交通検問所	関連都県
中央道自動車道西宮線	阿智村県境～富士見県境	飯田、伊那、諏訪 IC	岐阜(愛知)、山梨
国道 153 号	塩尻 R19・20 交差点～愛知県境		
国道 361 号	木曾町 R19 交差点～高遠町 R152 交差点		
伊那インター線	伊那市 153 交差点～伊那 IC		

### 【幹線をつなぐ重要村道】

路線名	区間	関連市町村
村道 2230.3134.3020	広域農道部 R361 号中野原交差点～箕輪境	伊那市・箕輪町
村道 6 号線	大芝交差点～伊那箕輪線経由～R153 号	
村道 1 号線	R153 号塩ノ井交差点～153 号バイパス	

## 2. 自動車運転者の執るべき措置

### 1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の 7 都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

#### (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

#### (2) 避難のために車を使用しないこと。

## 2 大地震が発生したとき

- |   |
|---|
| <p>(1) 車を運転中に大地震が発生したとき</p> <p>ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 避難のために車を使用しないこと。</p> |
|---|

## 3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

- |   |
|---|
| <p>緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。</p> <p>(1) 車の移動</p> <p>ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路の区間を指定して交通規制が行なわれえたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所</li><li>・ 区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所</li></ul> <p>イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(2) 警察官の指示</p> <p>警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。</p> <p>※ 警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者などに対し、必要な措置を命ずることがあります。</p> <p>運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。</p> <p>この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。</p> |
|---|

※ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

# 《避難収容関係》

## 資料 16 指定緊急避難場所・指定避難所・防災拠点施設

### 1 避難場所【指定緊急避難場所】

対象地区	番号	避難場所	指定	所在地	面積 ㎡	洪水害	土砂 災害	地震
久保区	1	久保児童公園	○	1158-1	580	○	○	○
	2	久保公民館駐車場	○	951-1	460	○	○	○
	3	ミノワボウル駐車場		302ほか	3700	○	○	○
	4	縁結駐車場		320-1ほか	930	○	○	○
	5	北部保育園庭	○	279ほか	1600	○	○	○
	6	久保9組集会所		1308-3	40	○	○	○
	7	(株)プラスワン駐車場		139ほか	7900		○	○
中込区	8	中込公民館庭	○	724-138	1100	○	○	○
	9	県営住宅横広場		724-140	2500	○	○	○
塩ノ井区	10	塩ノ井公民館庭	○	583	700	○	○	○
塩ノ井区 (北殿区)	11	(株)アクティブ駐車場		393-1	3200			○
北殿区	12	北殿公民館駐車場	○	3163-2	1200	○	○	○
全区〔広域〕	13	南箕輪中学校第1グラウンド	○	3155-1ほか	9800	○	○	○
北殿区 (南殿区)	14	南箕輪中学校第2グラウンド	○	3087-1ほか	12000	○	○	○
北殿区 (久保区・塩ノ井区)	15	(株)ハーモ駐車場		4132-1ほか	3900		○	○
		日本ピスコ駐車場			1400		○	○
北殿区	16	中部保育園駐車場、園庭	○	3182	5100	○	○	○
	17	大明化学工業(株)駐車場(駅前)		3705-5	510			○
全区〔広域〕	18	南箕輪小学校校庭	○	4796ほか	7400	○	○	○
南殿区	19	南箕輪村役場駐車場	○	4840-1	6900	○	○	○
	20	上伊那農協南箕輪支所駐車場		4939-1ほか	2100	○	○	○
	21	KOA(株)グラウンド		5069-1	4700		○	○
田畑区	22	田畑児童公園	○	6761	1600	○	○	○
	23	田畑公民館駐車場	○	6631-7	1000	○	○	○
	24	南箕輪浄化センター南交通公園		6254-3	1500		○	○

対象地区	番号	避難場所	指定	所在地	面積 m <sup>2</sup>	洪水害	土砂 災害	地震
神子柴区 (田畑区)	25	神子柴公民館駐車場	○	7283-2ほか	1500	○	○	○
	26	神子柴公園	○	7257-1	1900	○	○	○
神子柴区	27	マルタ工業(株)空地		7534-1	380		○	○
神子柴区 (田畑区)	28	上伊那農協広域選果 場駐車場		8161-2	3000	○	○	○
神子柴区	29	神子柴西部集会所庭	○	9008-2	80	○	○	○
沢尻区	30	沢尻コミュニティセン ター駐車場	○	9475-1ほか	1750	○	○	○
全区〔広域〕	31	上伊那農業高等学校 校庭	○	9110-1	6700	○	○	○
沢尻・南原	32	南部小学校校庭	○	8306-986	9500	○	○	○
南原区	33	南原グラウンド	○	9645-8	10530	○	○	○
	34	南原コミュニティーセ ンター駐車場	○	9648-2	340	○	○	○
神子柴区	35	信州大学農学部グラ ウンド	○	8304-1	19800	○	○	○
大芝区	36	大芝公民館駐車場	○	2380-271	360	○	○	○
全区〔広域〕	37	大芝公園内駐車場	○	2358-5	34800	○	○	○
大泉区	38	大泉唐松公園	○	1729-1	780	○	○	○
	39	西部保育園庭	○	1815-1	910	○	○	○
	40	たけのこ園駐車場	○	1815-4	1420	○	○	○
	41	大泉児童公園	○	1967-1	710	○	○	○
	42	水稻育苗センター		2149	430	○	○	○
	43	いずみ苑駐車場	○	2410-1	500		○	○
	44	大泉第2公民館駐車 場	○	1850-1ほか	300	○	○	○
北原区	45	北原公民館駐車場	○	1630-159	750	○	○	○
	46	みなみみのわふれあいの 里		1634-349	850	○	○	○

※「指定」は緊急指定避難場所（公共施設）として指定する。その他は避難場所等とする。

※洪水害、土砂災害、地震欄は、それぞれの災害時において避難場所となるものについて○で表示している。

※面積は実測面積を記載する。

## 2 指定避難所

収容地区	番号	避難施設	所在地	連絡先	洪水害	土砂災害	地震	規模 (㎡)
久保区	1	久保コミュニティセンター	久保951-1	73-6663	○	○	○	565.00
	2	北部保育園	久保279ほか	72-3645	○	○ (※)	○	708.21
中込区	3	中込公民館	中込724-138	76-1196	○	○	○	308.94
塩ノ井区	4	塩ノ井区公民館	塩ノ井583	(有)75-2921	○	○	○	221.50
北殿区	5	北殿公民館	北殿3163-2	76-3062	○	○	○	838.53
全区 〔広域〕	6	中部保育園	北殿3182-2ほか	72-3647	○	○	○	1,144.40
	7	南箕輪中学校	北殿3125-1ほか	72-3309	○	○	○	5,255.00 体育館 1,593.00
全区 〔広域〕	8	南箕輪小学校	南殿4804-1ほか	72-3304	○	○	○	6,326.00 体育館 1,912.00
	9	南箕輪村公民館	北殿4807	72-4623	○	○	○	738.00
	10	南箕輪村民体育館	北殿4801-1ほか	78-6701	○	○	○	1,859.00
南殿区	11	南殿コミュニティセンター	南殿4861-2		○	○	○	592.29
田畑区	12	田畑公民館	田畑6626	73-5300	○	○	○	725.59
神子柴区 (田畑区)	13	神子柴営農研修センター	神子柴7283-2ほか	(有)75-2922	○	○	○	379.89
	14	神子柴公民館	神子柴7288	72-0799	○	○	○	200.00
	15	南部保育園	神子柴7250	72-3648	○	○	○	895.87
神子柴区	16	神子柴西部集会所	神子柴9008-2	(有)75-2927	○	○	○	147.73
沢尻区	17	沢尻コミュニティセンター	沢尻9475-1	78-7897	○	○	○	482.23
全区 〔広域〕	18	上伊那農業高等学校	沢尻9110-1	72-5281	○	○	○	
	19	南部小学校	沢尻8306-986	76-7111	○	○	○	3,489.00 体育館 1,176.00
南原区	20	南原コミュニティセンター	南原9648-2	73-9047	○	○	○	496.30
	21	南原保育園	南原9645-5	78-5706	○	○	○	663.22
全区 〔広域〕	22	信州大学農学部	神子柴8304-4	77-1300	○	○	○	21,487.00 体育館 1,025.00

大芝区	23	大芝公民館	大芝2380-271	(有)75-2924	○	○	○	173.00
全区 〔広域〕	24	屋内運動場	大芝2358-5	(有)73-7479	○	○	○	1,798.00
大泉区	25	西部保育園	大泉1815-1	73-3644	○	○	○	661.50
	26	西部地区館	大泉2619-1	73-2592	○	○	○	501.00
	27	大泉第2公民館	大泉1822-5	(有)75-2928	○	○	○	312.15
北原区	28	北原公民館	北原1630-159	75-2923	○	○	○	165.62

洪水害、土砂災害、地震欄は、それぞれの災害時において指定避難所となるものについて○で表示している。

(※)土砂災害警戒区域内に係る部分があるため、条件付きで指定している。

## 震災時における避難所の受入までの手順【各地区】

上記指定されている各区の公民館・コミュニティセンター等による避難者を受け入れるにあたっては、避難所としての安全性を確認する必要があります。そのため、上伊那建築士会と協定を結び、地震発生時には確認作業を実施することとなります。

### 1 避難所応急危険度判定の方法

震度5強以上の地震など、避難所に影響を及ぼすような揺れが発生した場合、建築士会は村からの要請により、避難所の危険度判定を開始し、判定結果を玄関等に貼りだす。

緑の紙：使用可能 黄の紙：一部修繕で使用可能 赤の紙：使用不可

8時間以内に確認を終了し、災害対策本部に報告する。

### 2 対象施設

- ① 各地区公民館・コミュニティセンター ② 神子柴西部集会所

### 3 地震が発生した場合の対応手順

- ① 震度5強以上の地震など、避難所に影響を及ぼすような揺れが発生した場合、村からの連絡がなくても、上記施設管理者【区役員】は応急危険度判定が必要と判断した場合は解錠してください。
- ② 施設の内外を目視で確認し、収容可能かどうかを判断してください。
- ③ 建物の傾き・破損等で避難に危険だと判断した場合は、役場に連絡してください。村民体育館等の広域避難所を開設します。
- ④ 応急危険度判定前であっても、収容可能と判断した場合で避難者がある場合は、施設内へ受け入れ、避難所開設の準備を行ってください。

(※危険度判定が済むと、「危険度判定カード」が掲示されます。)

- ⑤ 黄及び赤の判定がなされた場合、その後の対応について災害対策本部からご連絡します。

### 3 防災拠点施設

防災拠点施設	所在地	用途等
南箕輪村役場庁舎	南箕輪村4825-1	南箕輪村災害対策本部
南箕輪村防災研修センター	南箕輪村2358-5	南箕輪村災害対策本部代替施設
南箕輪村民センター	南箕輪村4840-1	南箕輪村災害対策本部代替施設
こども館	南箕輪村4823-1	南箕輪村代替庁舎施設 (緊急時避難所) 風水害時夜間
南箕輪村保健センター	南箕輪村4825-1	医療救護所
南箕輪村学校給食センター	南箕輪村3086-2	備蓄食料保管
旧いずみ苑	南箕輪村2410-1	防災倉庫、防火水槽
防災倉庫・水防倉庫 (庁舎北駐車場)	南箕輪村4820-2	防災倉庫、水防倉庫
大芝公園	南箕輪村2358-5	総合防災公園 物資輸送拠点(県)、広域拠点ヘリポート(県)、指定避難所、非常用水源池、応援機関宿营地、ボランティア拠点、村物資輸送拠点ほか
村民体育館(地下)	南箕輪村4802イ	検視場所、遺体安置所
村民交流支援センター	南箕輪村3135-2	検視場所、遺体安置所
ひまわりの家	南箕輪村2380-162	ボランティアセンター

### 4 災害廃棄物等集積場

	集積場予定地	所在地	面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	地震	水害	設置順
1	農村公園	南箕輪村10429	1475	○	○	1
2	伊賀島(大泉川合流)	伊那市福島894-3	1800	○		2
3	南箕輪中学校第二グラウンド	南箕輪村3087-1	12000	○	○	3

※大規模災害時には、その他に必要な応じて公共施設の避難場所を集積場として設置する。

※面積は実測値

### 5 応急仮設住宅建設候補地

建設予定地		敷地面積 ( <sup>m<sup>2</sup></sup> )	応急仮設住宅等 建設可能面積 ( <sup>m<sup>2</sup></sup> )	建設可能戸数(戸)	
名称	住所			戸/100 <sup>m<sup>2</sup></sup>	戸/70 <sup>m<sup>2</sup></sup>
村営富士塚 グラウンド	南箕輪村 2380 番地 162	14165.00	13000.00	130	180

## 6 ヘリポートおよび物資輸送拠点

### 拠点ヘリポートおよび物資輸送拠点

NO	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (m)		面積 (m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園 陸上競技場	南箕輪村長	○			182	102	18,564
物拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園	南箕輪村長						51.6ha

### 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

NO	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (m)		面積 (m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	南箕輪村	2380-162		村営富士塚 運動場	南箕輪村長	○			210	110	23,100
1	南箕輪村	4795-11		南箕輪小学 校校庭	南箕輪小学校長		○		100	75	7,500
2	南箕輪村	3155-1		南箕輪中学 校グラウンド	南箕輪中学校長		○		110	80	8,800
3	南箕輪村	9110-2		上伊那農業 高校校庭	上伊那農業 高校校長	○			232	133	30,856
4	南箕輪村	8304-1		信州大学農 学部グラウンド	信州大学 農学部長	○			200	100	20,000
5	南箕輪村	8306-986		南部小学校 校庭	南部小学校長		○		116	77	8,932
物拠1	南箕輪村	2880-1079		南箕輪村 松寿荘	南箕輪村長						1175.65

### 消防防災ヘリコプター及び信州ドクターヘリ場外離着陸場

- 中央道伊那インター
- 富士塚グラウンド
- 南箕輪小学校グラウンド
- 南部小学校グラウンド
- ルビコングラウンド
- 大芝総合運動場
- 大芝グラウンド
- 天竜川河川敷
- 権兵衛トンネル南東駐車場
- 大芝野球場
- 南箕輪中学校グラウンド
- 神子柴公園
- 南原運動公園

## 【要配慮者関係】

### 資料17-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX
1	南箕輪村	北部保育園	保育園	南箕輪村279番地	72-3645	72-3645

### 資料17-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX
1	社会福祉法人 上伊那福祉協会	コンソール大芝	特別養護 老人ホーム	南箕輪村2380番地1079	72-7474	72-7472

資料17-3 村内福祉施設一覧表

No.	管理主体	施設名	種別	住所地	電話番号
1	社会福祉法人 上伊那福祉協会	コンソール大芝	特別養護 老人ホーム	南箕輪村 2380 番地 1079	72-7474
2	社会福祉法人 南箕輪村社会福祉協議会	松寿荘	通所介護ほか	南箕輪村 2380 番地 1212	76-5522
3	有限会社かいご家	宅幼老所 かいご家	通所介護ほか	南箕輪村 6413 番地 1	77-0274
4	株式会社さいとう	松の学校	通所介護	南箕輪村 3461 番地 1	98-7728
5	合同会社 M's クルー	スローライフ	通所介護	南箕輪村 2380 番地 1086	98-9207
6	社会福祉法人ふれあい	みなみみのわふれあいの 里	特別養護老人 ホームほか	南箕輪村 1634 番地 349	76-2020
7	医療法人ゆりかご	有料老人ホーム ゆりかご南箕輪	有料老人 ホーム	南箕輪村 8276 番地 2	78-4433
8	医療法人ゆりかご	グループホーム ゆりかご南箕輪	高齢者グルー プホーム	南箕輪村 9552 番 地	78-4433
9	特定非営利活動法人 じりつ支援ネットいな	サンシティ	障がい者 グループホーム	南箕輪村 9248 番地 1	73-6870
10	特定非営利活動法 人 樹	カフェもみの木	就労継続支 援B型	南箕輪村8304番地70	98-8011
11	特定非営利活動法 人 樹	ワークステーションモ ミの木	就労継続支 援B型	南箕輪村9637番地1	98-8011
12	株式会社みらい福祉会	みらいこども南箕輪教室	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	南箕輪村8987番地1	96-0414
13	社会福祉法人長野 県聴覚障害者協会	もみじの家	障がい者 グループホーム	南箕輪村8013番地1	98-0471
14	株式会社Melia	放課後等デイサービス Alii	放課後等デイ サービス	南箕輪村10385番地	97-1175
15	株式会社千桜舎	かえで★すくーる	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	南箕輪村5272番地1	75-9066
16	一般社団法人地の会	アップ☆わ〜く	就労継続支 援B型	南箕輪村 5937 番地	71-5021
17	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	ほっとジョイブ	就労継続支援B型 生活介護	南箕輪村 76 番地 1	96-0795
18	合同会社milky way	放課後等デイサービス ほしあい	放課後等デイ サービス	南箕輪村1229番地3	98-7746
19	社会福祉法人 南箕輪村社会福祉協議会	高齢者障害者交流施設	地域活動支援 センター	南箕輪村 2380 番地 1179	76-7604
20	スノーリンク株式 会社	Grow up farm	就労継続支 援B型	南箕輪村 7557 番地 1	080-3170-8142

# [食料品等調達・供給関係]

## 資料 18 燃料販売店（村内）

品目	名称	所在地	電話	備考
ガソリン、軽油、灯油 プロパン	俵屋商店	4943 (南殿)	72-3323	
ガソリン、軽油、灯油 A重油	アルプス石油（株）	295 (久保)	76-7777	
ガソリン、軽油、灯油 A重油、ホトガソリン	扇屋石油（株） 伊那インター給油所	8304-310 (神子柴)	73-6136	
ガソリン、軽油、灯油 A重油	伊那中央石油（株） ハイランズ伊那給油所	9590-1 (南原)	74-1551	
ガソリン、軽油、灯油 A重油	エネクスフリート(株) 伊那インターチェンジSS	8303-3 (神子柴)	73-2521	

### 資料-19-1 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (災害救助法又は国民保護法が発動された場合における特例)

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）  
（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）

#### 第4章政府所有米穀の販売

##### 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

###### 1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

## 2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4-20）により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

## 資料 19－2 災害救助用米穀の供給に係る要請手続き

平成 23 年 9 月 14 日

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

##### (1) 要請の連絡（第 1 報）

① 都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）（農産部貿易業務課の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。

② 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により生産局（担当者）に連絡する。

##### (2) 要請書の送付

都道府県は、(1) の①の電話連絡後、速やかに別紙 2 の要請書を生産局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整生産局は、1 の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

##### 3. 売買契約の締結

(1) 生産局は、2 の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県に 2 部送付する。

(2) 都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送する。

(3) 生産局は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1 部を都道府県に送付する。

(4) 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

##### 4. 災害救助用米穀の引渡し

生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、都道府県に政府所有米穀を引渡す。

##### 5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、30 日以内又は 3 か月以内とする。

## 資料19-3 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書

(別紙) (以下「甲」という。) と長野県知事村井仁 (以下「乙」という。) は、災害救助法 (昭和22 年法律第 118 号) 又は国民保護法 (平成 16 年法律第 112 号) が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行うものとする。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成 18 年 12 月 28 日

甲 (別紙のとおり)

印

乙長野県知事

村井仁

印

### 別紙

会社名	代表者名	所在地	電話
ベイクックコーポレーション株式会社	酒井正晃	長野県長野市風間 2452 番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	西田哲郎	長野県安曇野市堀金烏川 2669 番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籬米穀	降籬一路	長野県松本市筑摩 1 丁目 21 番 5 号	0263-26-4501
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾 2971 番地	026-278-1110
株式会社トーヨー食品	前田正臣	和歌山県和歌山市黒田 7 番地	073-474-3901
株式会社むらせ	原田哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通 1 丁目 6 番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾益也	兵庫県神戸市中央区海岸通 6 丁目 1 番 10 号	078-371-2131
大和産業株式会社	川上俊行	愛知県名古屋市西区新道 1 丁目 14 番地 4 号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	皆川修一	新潟県新潟市上大川前通九番町 1265 番地	025-383-5520
株式会社細山商店	細山 洋	新潟県新潟市大関村古新田 9 番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	奥ノ博久	大阪府大阪市浪速区桜川 3 丁目 7 番 12 号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋一郎	兵庫県伊丹市中央 5 丁目 5 番 10 号	0727-83-0001

# [飲用水関係]

## 資料 20 長野県水道協議会災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援活動の要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助要請により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援要請を受けるものとする。

(1) 災害の被災状況

(2) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(3) 前号の集合日時及び集合場所

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生した時は、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水浄水機)

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたときは、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各位有縁地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は、補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第11条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水器具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者の対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第14条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会員は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

第15条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第16条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

# [保健衛生・防疫関係]

## 資料 21 防疫用資材等調達先一覧

### 1 防疫用

名 称	住 所	電 話	備 考
岡 野 薬 品 (株)	南箕輪村 6552-1	72-5271	

### 2 農業関係

#### (1) 農作物

名 称	住 所	電 話	備 考
上 伊 那 農 業 協 同 組 合 所 南 箕 輪 支 所	南箕輪村 4939-1	72-1614	

#### (2) 畜産関係

名 称	住 所	電 話	備 考
上 伊 那 農 業 協 同 組 合 所 本 所 生 産 資 材	伊那市大字伊那部 4291	72-6110	

# [危険物施設等関係]

資料 22 危険物貯蔵施設一覧

番号	事業所名	所在地	施設区分	油種
1	JA上伊那南箕輪ライスセンター	8159-1	屋外タンク貯蔵所	灯油
2		8164-2	屋外タンク貯蔵所	灯油
3	JAアグリエール長野	9741-3	給油取扱所(自家用)	軽油
4	全国農業協同組合連合会長野県本部	9741-3	屋内貯蔵所	第2、第3石油類
5			屋内貯蔵所	第1～第3石油類
6			屋内貯蔵所	第1～第3石油類
7	上伊那貨物自動車(株)	8159-1	給油取扱所(自家用)	ガソリン、軽油
8		8160-2	移動タンク貯蔵所	ガソリン、灯油、軽油
9		8146-1	移動タンク貯蔵所	ガソリン、灯油、軽油
10	ルビコン(株)本社工場 西棟	1634-10	屋外タンク貯蔵所	エチレングリコール
11	ルビコン(株)本社工場 東棟		屋内貯蔵所	第1、第3、第4石油類、 第二種自己反応性物質
12	(株)アルプス石油 アルプス南	295	給油取扱所	ガソリン、灯油、軽油、 第4石油類
13	アルプス石油	295	移動タンク貯蔵所	灯油、軽油
14			移動タンク貯蔵所	灯油
15			移動タンク貯蔵所	灯油、軽油、重油
16	(株)コメリハード&グリーン南箕輪店	2629-2	一般取扱所	灯油
17	(株)伊那中央石油 ハイランズ伊那給油所	9590-1	移動タンク貯蔵所	灯油、軽油、重油
18			給油取扱所	ガソリン、灯油
19			地下タンク貯蔵所	灯油
20	扇屋石油(株)伊那インター給油所	8304-310	給油取扱所	ガソリン、軽油、灯油
21	扇屋石油(株)営業部	8304-310	移動タンク貯蔵所	灯油、軽油、重油
22			移動タンク貯蔵所	灯油、軽油
23			移動タンク貯蔵所	A重油
24			移動タンク貯蔵所	灯油、軽油
25			移動タンク貯蔵所	A重油
26			移動タンク貯蔵所	灯油、軽油、重油
27			移動タンク貯蔵所	灯油、軽油、重油
28			一般取扱所	灯油、A重油
29			屋内貯蔵所	潤滑油

30			屋内貯蔵所	揮発油
31			地下タンク貯蔵所	第2、第3石油類
32			屋外タンク貯蔵所	潤滑油
33	KOA(株)中央工場	5061	屋内貯蔵所	第1、第2、第4石油類、アルコール類
34	KOA(株)さくらウイング	1633-28	屋内貯蔵所	第1～第4石油類、アルコール類
35	いずみ食品灯油販売	5933-1	移動タンク貯蔵所	灯油
36			移動タンク貯蔵所	灯油
37	エネクスフリース(株)伊那インター給油所	8303-3	給油取扱所	ガソリン、軽油、灯油、第3石油類
38	マルタ工業(株)	7534	地下タンク貯蔵所	A重油
39	マルタ工業(浅野総業)	7534	給油取扱所(自家用)	軽油
40	(株)ハーモ	4124-1	地下タンク貯蔵所	灯油
41	(株)日本ピスコ伊那第一工場	4088	屋内貯蔵所	第1～第4石油類
42	(株)日本ピスコ第二工場	3884-1	地下タンク貯蔵所	灯油
43	信英蓄電器箱(株)	4004	屋外タンク貯蔵所	灯油
44		4003	一般取扱所	灯油
45	信州大学農学部	8304	屋内貯蔵所	第1石油類、アルコール類
46			屋内貯蔵所	軽油
47	信州名鉄運輸(株)伊那支店	9781-1	給油取扱所(自家用)	軽油
48	大明化学工業(株)本社工場	3685-2	一般取扱所	重油
49			屋外タンク貯蔵所	重油
50	大明化学工業(株)北殿工場	3746	屋外タンク貯蔵所	重油
51	西濃運輸(株)伊那支店	9595-1	給油取扱所(自家用)	軽油
52	南信病院	8812	地下タンク貯蔵所	重油
53	南箕輪村特別養護老人ホーム コンソール大芝	2380-1079	地下タンク貯蔵所	灯油
54	(有)大和運送	8296-5	給油取扱所(自家用)	軽油
55	(有)俵屋商店	4943	給油取扱所	ガソリン、軽油、灯油
56	大谷総業運輸倉庫(株)	4037-2	給油取扱所	ガソリン、軽油
57	(有)ギャランショップ伊北	4924-4	給油取扱所	ガソリン、軽油、灯油、廃油、オイル
58	エース有限責任事業組合	2380-759	給油取扱所(自家用)	ガソリン、軽油
59	ふれあい交流センター大芝の湯	2358-5	地下タンク貯蔵所	灯油
60	阿南自動車(株)伊那営業所	9634-2	給油取扱所(自家用)	軽油
61	(株)テセック 蜂の子寮	5896-1	地下タンク貯蔵所	灯油
62	(株)ミライ化成	9003-1	屋内貯蔵所	第1～第3石油類、アルコール類
63	協同運輸(株)	8306-1101	給油取扱所(自家用)	軽油

64	興亜化成(株)南箕輪工場	5063-1	一般取扱所	重油
65			地下タンク貯蔵所	重油
66	上伊那農業高等学校	9110	地下タンク貯蔵所	灯油
67			地下タンク貯蔵所	灯油
68	南箕輪村学校給食センター	4804-1	屋外タンク貯蔵所	灯油
69	(有)共信産業	1535-15	製造所	シンナー
70	(株)カナセ長野工場	1628-6	一般取扱所	メタクリル酸メチル、重油
71			屋外タンク貯蔵所	メタクリル酸メチル
72			屋外タンク貯蔵所	A重油
73	(株)丸登運送伊那営業所	43-1	給油取扱所(自家用)	ガソリン、軽油
74	(株)間屋街	81-1	地下タンク貯蔵所	灯油
75	丸全電産ロジステック(株)伊那事業所	1634-352	給油取扱所(自家用)	軽油
76	甲信越福山通運(株)伊那支店	1628-462	給油取扱所(自家用)	ガソリン、軽油

資料 22-1 毒物劇物事故処理剤備蓄場所一覧

事業所名	所在地	連絡先
(株)ミライ化成伊那営業所	9003-1	TEL76 - 7557 夜間・休 78 - 1164 FAX76 - 7558

資料 22-2 長野県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧

【上伊那】

(1) 液化石油ガス

事業所名	所在地	連絡先
日通商事(株)長野LPガス事業所	伊那市大字西春近字川原 5292	72 - 4425
サンリン(株)イナガス支店	伊那市大字福島 275	72 - 5251

(2) 特殊高圧ガス

事業所名	所在地	連絡先
日本エア・リキード伊那工場	伊那市大字西箕輪字羽広 2640-6	76 - 7100 080 - 5402-7436(夜)

# [通信・放送関係]

## 資料 23 南箕輪村防災行政無線施設一覽表

### 1. 同報系

#### (1) 基地局

名 称	免許番号	出力	設置場所	備 考
固定局 ぼうさいみなみみのわ (遠隔制御器)	信固第 4844 号	10W	役場無線室	
			上伊那広域消防本部	

#### (2) 屋外子局及び戸別受信器

名 称	数 量	設置場所
固 定 局 (再送信子局)	3 基	塩ノ井、神子柴、沢尻
屋 外 子 局	村内 50 基	村内全域 (公民館、集会所等)
戸 別 受 信 器	900 基	(公共施設、災害対策本部役員、村議会議員、 区長、消防団員等)

### 2. 移動系

種 類	数量	設置場所等
映像伝送 PC システム	1 台	役場危機管理課 ノート PC、マイク、スピーカー
I P 無線機	39 台	役場危機管理課 4 台 各地区公民館 12 台 消防団屯所 (車両) 11 台 消防用 12 台
異種無線機中継機	3 台	役場危機管理課
デジタル簡易無線機	29 台	出力 5W 役場危機管理課 16 台 各保育園等広域避難所用 13 台

## 資料 23-2 南箕輪村非常通信対応マニュアル

災害時に所要の通信を確保するために行動・作業に関するマニュアルとする。

### (1) 通信機器の動作確認

1	長野県防災行政無線
---	-----------

### (2) 通信機器の維持管理・維持管理業者の連絡先

長野県防災行政無線の保守管理業務は、長野県で委託しているため、維持管理及び維持管理業者の連絡先は、長野県に確認する。

### (3) 非常通信ルート・関係機関連絡先

優先順位	非常ルート	
通常	音声 F A X	県防
1 地星	音声 F A X	地星
2 衛星携帯	音声	衛星携帯
3 警察	使送	伊那警察署 南箕輪村駐在所
	音声 F A X	長野県警察本部 通信司令課
4 消防	使送	上伊那広域消防 本部
	音声 F A X	消防

優先順位	機関名	連絡先
3 警察	伊那警察署	電 話 0265-72-0110 F A X 0265-72-0017
	伊那警察署南箕輪村駐在所	電 話 0265-72-0574
4 消防	上伊那広域消防本部	電 話 0265-72-0119 F A X 0265-72-0712

(4) 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

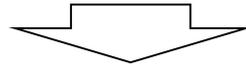
確保したい通信	通信手段	通信機器
上伊那地域振興局（長野県災害対策本部）との通信 （総合通信局との通信）」	衛星携帯電話 （屋外利用）	ワイドスター（ポータブル）
		イリジウム（ハンディ）
		アイサットフォン2（ハンディ）
	MCA 無線	MCA 無線（ハンディ）
通信を確保するための電源	移動電源車	オフロード車（単相 5.5kVA）

貸出を要請する通信機器、台数、搬送場所を検討し、総合通信局に要請。

信越総合通信局 無線通信部 陸上課	電 話 026-234-9925 F A X 026-234-9977 夜間・休日 090-8559-0978
-------------------	---

(5) 通常ルート・非常ルートともに使用不可の場合の連絡先

機関名	部署	連絡先
箕輪町役場	総務課	電 話 0265-79-3111 F A X 0265-79-0230 使 送 6.6 km



長野県上伊那地域振興局	電 話 0265-76-6803 F A X 0265-76-6804
長野県災害対策本部	電 話 026-235-7183 F A X 026-234-5869
信越地方非常通信協議会事務局 （信越総合通信局無線通信部陸上課）	電 話 026-234-9925 F A X 026-234-9977 夜間・休日 090-8559-0978

(6) 燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機用燃料	俵屋商店	0265-72-3323	南箕輪村 4943
	アルプス石油（株）	0265-76-7777	南箕輪村 295
	扇屋石油（株） 伊那インター給油所	0265-73-6136	南箕輪村 8304-310
	伊那中央石油（株） ハイランズ伊那給油所	0265-74-1551	南箕輪村 9590-1
	エネクスフリート(株) 伊那インターチェンジ SS	0265-73-2521	南箕輪村 8303-3
電力（停電時）	中部電力パワーグリッド(株)伊那営業所	0265-72-7050	伊那市中央 4589-1
電話	東日本電信電話(株)長野支店	026-225-4389	長野市新田町 1137-5

(7) 維持活動が困難の場合、上位の災害地策本部もしくは非常協事務局へ支援を要請

機関名	連絡先
長野県上伊那地域振興局	電 話 0265-76-6803 F A X 0265-76-6804
長野県災害対策本部	電 話 026-235-7183 F A X 026-234-5869
信越地方非常通信協議会事務局 (信越総合通信局無線通信部陸上課)	電 話 026-234-9925 F A X 026-234-9977 夜間・休日 090-8559-0978

# [建築物災害・防災都市関係]

## 資料 24 村有住宅の現況

### 1. 村営住宅

名 称	構 造	戸 数	1 個当たりの 面積 (㎡)	所在地
羽場団地	耐二	18 戸	52.36 59.11	4763-1

## 資料 25 文化財関係

### 1. 長野県指定文化財

名称	所在地	文化財種類	数	指定年月日	備考(所有者等)
人体文付有孔罫付土器	郷土館	有形文化財	1	平成 30 年 9 月 27 日	南箕輪村
釣手土器	文化財資料保管倉庫	有形文化財	2	平成 30 年 9 月 27 日	南箕輪村
装飾絵画文浅鉢形土器	文化財資料保管倉庫	有形文化財	1	平成 30 年 9 月 27 日	南箕輪村

### 2. 村指定文化財一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	文化財種類	数	指定年月日	備考(所有者等)
新四国霊場	北 殿	有形文化財	88	昭和 51 年 4 月 1 日	南箕輪村
エドヒガン桜	〃	天然記念物	1	昭和 52 年 4 月 1 日	北殿区
十一面観音像	大 泉	有形文化財	1	昭和 53 年 1 月 26 日	大泉区
大般若経	塩ノ井	有形文化財	600 卷	昭和 53 年 10 月 1 日	西光寺
大宗館文庫	南 殿	有形文化財	4500 点	昭和 53 年 10 月 1 日	南箕輪村
殿村八幡宮社叢	南 殿	天然記念物	約 20 本	昭和 54 年 2 月 19 日	殿村氏子総代
恩徳寺大銀杏	沢 尻	天然記念物	1	昭和 54 年 9 月 21 日	恩徳寺
三十三観音	南 殿	有形文化財	33 体	昭和 55 年 5 月 12 日	清水嘉男
富士塚	田 畑	史 跡	1	昭和 55 年 8 月 29 日	有賀功一
大和泉神社殿および 瘡守稲荷神社殿	大 泉	有形文化財	2 棟	昭和 56 年 1 月 13 日	大泉区
不動明王	沢 尻	有形文化財	3 体	昭和 56 年 1 月 13 日	恩徳寺本尊 他
十二神将	神子柴	有形文化財	11 体	平成 5 年 1 月 16 日	神子柴区
殿村八幡宮朱印状	南 殿	有形文化財	9 通	平成 5 年 1 月 16 日	殿村氏子総代
御射山社(鳥居跡)	神子柴	有形文化財	1	平成 5 年 6 月 14 日	神子柴区
蔵骨器	郷土館	有形文化財	1	平成 5 年 6 月 14 日	南箕輪村
コウヤマキ	南 殿	天然記念物	1	平成 12 年 12 月 11 日	殿村氏子総代

資料26 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事 前 チェ ッ ク	補 強 対 策
敷 地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれのおそれがないか。</li> <li>2 法面あるいは、がけくずれはないか。</li> <li>3 避難路はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。</li> <li>2 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。</li> <li>3 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。</li> </ol>
木 造 建 物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物が老腐化していないか。（傾いていないか。）</li> <li>2 屋根がわらがくずれかけていないか。</li> <li>3 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げているか。</li> <li>4 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。</li> <li>5 ガラス戸がはずれやすくないか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 筋交い又はバットレス（突張り）で補強する。</li> <li>2 補修したり又は出入口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。</li> <li>3 モルタル塗り、スレート、ステンレス等で燃えないようにする。</li> <li>4 ひびの入ったものは補修する。</li> <li>5 ガラスに紙等を張り補強する。</li> </ol>
公共建築物 及 び 一 般 ビ ル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造耐力上安全かを防災診断する。</li> <li>2 カーテンウォール構造は落下しないか。</li> <li>3 二方向避難ができるか。</li> <li>4 非常用照明や避難誘導灯があるか。</li> <li>5 防火扉は完全に作動するか。</li> <li>6 非常用進入口があるか。</li> <li>7 非常電源装置があるか。</li> <li>8 ガス管、給排水管は、老腐化していないか。</li> <li>9 エレベーター等の保守点検をする。</li> <li>10 天上仕上材は落下しないか。</li> <li>11 古いビル（旧建築基準法当時施工したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がる。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。</li> <li>2 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。</li> <li>3 階段等を2ヶ所以上設ける。</li> <li>4 停電時、避難できるようバッテリー内蔵型のものを設置する。</li> <li>5 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。</li> <li>6 はしご車で救助できる開口部を設ける。</li> <li>7 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。</li> <li>8 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。</li> <li>9 非常装置が適格に作動するかチェックする。</li> <li>10 特に階段裏のモルタルやプラスターがはくりしないか補修する。</li> <li>11 ないものは防火区画とする。</li> </ol>

# 《道路施設及び橋梁災害関係》

## 資料 27 道路施設及び橋梁の現況

### 1 道路施設の現況 (R6. 3. 31 現在)

道路種別	実延長 m	立体横断施設						道路面積 m <sup>2</sup>	歩道延長 m	歩道面積 m <sup>2</sup>	路線数
		横断歩道橋			地下横断歩道橋						
		階段式	スロープ式	押し式	階段式	スロープ式	押し式				
1級	18,321	1			1			144,516	5,812	20,192	9
2級	12,116							78,291	1,919	3,243	12
3級	253,394				1			1,010,166	4,641	10,910	762
計	283,831	1			2			1,232,973	12,372	34,345	783

道路種別	路面実延長				鉄道交差箇所		橋梁		トンネル	
	砂利 m	セメント系 m	アスファルト系		立体交差	平面交差	箇所数	延長	箇所数	延長
			高級 m	簡易 m						
1級	33	60	13,756	4,473	1	2	8	91		
2級	99	149	4,643	7,225		3	4	16		
3級	64,428	917	47,254	140,794		5	77	497		
計	64,560	1,126	65,653	152,492	1	10	89	604		

2 村内主要橋梁の状況（橋長5m以上で巾員3m以上のもの又は橋長25m以上の橋梁）

番号	路線名	橋名	箇所	橋長	巾員	河川名	対荷重	現況
1	村道1号線 丘下上原線	丘下 第3号橋	塩ノ井	7.9	7.0	黒川		
2	村道1028号線 北殿下段12号線	黒川 第12号橋	北殿 大明化学	5.3	12.6	黒川	20 t	
3	村道1号線 丘下上原線	上川原橋	北殿 信英	6.0	5.4	伊那土地 用水路		
4	村道1026号線 北殿下段10号線	中川原 第2号橋	北殿	5.5	3.6	黒川		
5	村道1198号線 南殿上段3号線	輪道橋	南殿	16.8	3.7	大泉川		
6	村道2018号線 田畑下段18号線	渡合橋	田畑	14.6	3.0	大泉川	14 t	規制 2 t
8	村道2001号線 田畑下段1号線	旧道橋	南殿	12.6	3.6	大泉川		
9	村道2060号線 田畑中段2号線	南田橋	南殿	11.2	3.6	大泉川		
10	村道7号線 神子柴塩ノ井 上段線	越場橋	南殿	19.8	3.6	大泉川		
11	村道2038号線 田畑下段35号線	黒川 第1号橋	田畑駅	5.6	3.8	黒川		
12	村道2126号線 神子柴上段7号線	大清水川 第3号橋	神子柴	7.2	3.0	大清水川		
13	村道2174号線 沢尻南8号線	沢尻橋	沢尻 恩徳寺	5.6	3.7	鳥谷川		
14	村道8号線 南原上戸線	西天竜 第32号橋	南原	5.0	8.0	南原 上戸線		
15	村道8号線 南原上戸線	中野原橋	南原	36.5	7.1	中央道		
16	村道2206号線 南原下段1号線	鳥谷川 第4号橋	南原 南部小	10.9	6.9	鳥谷川		
17	村道2199号線 沢尻南15号線	鳥谷川 第5号橋	南原	7.1	3.2	鳥谷川		
18	村道2110号線 神子柴上段2号線	大清水川 第2号橋	神子柴	6.6	3.6	大清水川	9 t	
19	村道3058号線 大泉北31号線	大泉橋	大泉	18.8	4.5	大泉川		
20	村道6号線 田畑大芝線	西天竜 第16号橋	大芝	5.0	6.0	西天竜 幹線水路		
21	村道3119号線 大芝5号線	西天竜 第15号橋	大芝	5.0	5.2	西天竜 幹線水路	14 t	

番号	路線名	橋名	箇所	橋長	巾員	河川名	対荷重	現況
22	村道 3112 号線 大泉南 24 号線	花窪橋	大泉	11.5	3.5	大泉川		
23	村道 3094 号線 大泉南 6 号線	荒井坂橋	大泉	34.5	3.6	大泉川		
24	村道 3134 号線 大泉北 62 号線	高根橋	大芝	38.0	8.0	大泉川		
25	村道 3007 号線 大泉北 2 号線	西天竜 第 3 号橋	北原	7.4	6.0	西天竜 幹線水路		
26	村道 9 号線 北原線	西天竜 第 1 号橋	北原	7.4	5.0	西天竜 幹線水路		
27	村道 3002 号線 北原 2 号線	西天竜 第 4 号橋	北原	5.5	6.5	西天竜 幹線水路		
28	村道 3157 号線 大泉所第 1 号橋	大芝 35 号線	大泉所	9.0	3.0	大泉川	6 t	
29	村道 110 号線 神子柴西天線	大清水橋	神子柴	6.7	6.4	大清水川	14 t	
30	村道 2167 号線 沢尻北 18 号線	鳥谷川 第 6 号橋	南原	8.0	3.0	鳥谷川		
31	村道 2167 号線 沢尻北 18 号線	鳥谷川 第 7 号橋	南原	8.0	3.0	鳥谷川		
32	—————	大清水川 第 6 号橋	神子柴	9.7	3.0	大清水川		
33	村道 2114 号線 田畑中段 28 号線	半沢橋	田畑	6.1	3.3	小中井 沢川		
34	村道 1026 号線 北殿下段 10 号線	黒川 第 11 号橋	北殿	5.3	3.0	黒川		

## [ため池災害関係]

資料 28 ため池の状況

NO	位置	名称	管理者	かん がい 面積 (ha)	ため池規模				備 考
					堤高 (m)	堤長 (m)	満水 面積 (m <sup>2</sup> )	総貯 水量 (m <sup>3</sup> )	
1	南原	南原	伊藤 保	0.4	3.0	70.0	1,000	1,000	

# [文教関係]

## 資料 29 学校施設の現況

(令和6年5月1日現在)

学校名	現有施設		非常の場合 の転用可能 教室等数	左の 収容能力 (人) (※1)	転用可能教室 等の床面積 (㎡) (※2)
	普通 教室	特別 教室			
南 箕 輪 小 学 校	31	11	35	820	2,461
南 部 小 学 校	16	9	16	510	1,532
南 箕 輪 中 学 校	21	13	24	612	1,837

※1 床面積3㎡あたり1人で算出。

※2 廊下やトイレなどの転用が困難な部分を除いた床面積。(その他数値は、教育委員会事務局資料参照)

資料 30 教科書及び学用品調達先

種別	業者名	所在地	電 話	備 考
教科書	(株) ニシザワ	伊那市日影 435-1	76 - 2111	
学用品	(株) しんきょうネット 南部営業所	駒ヶ根市赤穂 7859 - 9	81 - 0361	
	(有) 進徳教材社	伊那市上新田 2583-2	74 - 2202	
	(株) 小 椋	伊那市西春近 2471	78 - 2435	
	(有) 藤 澤	伊那市坂下 3201	78 - 4545	
	(有) 伊那科学器械店	伊那市中央 4553-10	72 - 3346	

[危険箇所関係]資料31 各種災害危険区域一覧表及び図面

1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）一覧（1/2）

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号
			面積 m <sup>2</sup>	人家	公共的建物	面積 m <sup>2</sup>	人家	公共的建物	
				戸数	戸数		戸数	戸数	
1	久保 1	K05385001	13,338	3	0	6,036	0	0	1
2	久保 2	K05385002	5,655	3	0	1,711	2	0	1
3	久保 2	K05385003	2,551	6	0	0	0	0	1
4	久保 4	K05385004	31,264	18	0	3,558	0	0	1
5	久保 5	K05385036	1,577	2	0	444	2	0	1
6	久保 6	K05385037	2,413	3	0	0	0	0	1
7	久保 7	K05385038	2,805	1	0	0	0	0	1
8	滝の沢 1	K05385005	5,577	0	0	3,438	0	0	1
9	滝の沢 2	K05385006	6,178	4	0	2,845	0	0	1
10	栃ヶ洞 1	K05385007	40,431	13	0	9,798	0	0	1
11	栃ヶ洞 2	K05385008	9,938	1	0	5,902	0	0	1
12	塩ノ井 1	K05385009	41,554	24	0	0	0	0	1
13	塩ノ井 2	K05385010	3,392	3	0	0	0	0	1
14	塩ノ井 3	K05385039	2,728	0	1	695	0	0	1
15	塩ノ井 4	K05385040	4,567	0	1	1,064	0	0	1
16	北殿 1	K05385011	7,646	3	1	2,653	2	0	1
17	北殿 2	K05385012	17,070	18	1	4,787	2	1	2
18	北殿 3	K05385013	3,529	4	0	149	0	0	2
19	北殿 4	K05385014	3,695	4	0	1,815	3	0	2
20	北殿 5	K05385015	5,572	0	0	3,683	0	0	2
21	北殿 6	K05385016	4,732	2	0	2,070	0	0	2
22	北殿 7	K05385017	8,042	3	0	1,014	0	0	2
23	北殿 8	K05385018	20,642	10	0	11,375	0	0	2
24	南殿 1	K05385019	2,811	4	0	2,811	4	0	2
25	南殿 2	K05385041	9,251	4	0	0	0	0	2
26	南殿 3	K05385042	6,411	2	0	4,217	0	0	2
27	南殿 4	K05385043	19,498	5	0	6,611	3	0	2
28	田畑 1	K05385020	5,663	3	0	1,322	0	0	2、3
29	田畑 2	K05385021	9,590	11	0	1,918	1	0	3
30	田畑 3	K05385022	3,359	4	0	458	1	0	3、4
31	田畑 4	K05385023	8,128	14	1	2,793	4	0	3、4
32	田畑 5	K05385026	7,061	2	0	2,487	1	0	3
33	田畑 6	K05385027	5,093	5	0	1,807	1	0	3、4
34	田畑 7	K05385032	1,726	1	0	500	0	0	2、3
35	田畑 8	K05385033	2,988	1	0	756	0	0	2、3
36	田畑 9	K05385034	6,819	3	0	2,214	3	0	3
37	田畑 10	K05385035	1,978	2	0	460	0	0	3、4
38	田畑 11	K05385044	12,868	0	0	4,039	0	0	2
39	田畑 12	K05385045	5,044	1	0	0	0	0	3
40	田畑 13	K05385046	2,790	4	1	1,134	1	1	3
41	田畑 14	K05385047	1,579	2	1	453	1	1	3、4
42	田畑・神子柴	K05385024	28,160	24	0	2,705	10	0	3、4

土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）一覧（2/2）

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号
			面積 m <sup>2</sup>	人家	公共的建物	面積 m <sup>2</sup>	人家	公共的建物	
				戸数	戸数		戸数	戸数	
43	神子柴 1	K05385025	22,252	38	1	4,513	3	1	4
44	神子柴 2	K05385028	5,815	5	0	2,033	3	0	4
45	神子柴 3	K05385029	3,544	2	0	1,262	1	0	4
46	神子柴 4	K05385030	980	1	0	295	0	0	4
47	神子柴 5	K05385031	7,827	2	0	1,681	1	0	4
48	神子柴 6	K05385048	5,491	5	0	0	0	0	4
49	神子柴 7	K05385049	11,572	1	2	4,005	1	0	4
50	神子柴 8	K05385050	3,562	1	2	1,038	0	1	4
51	神子柴 9	K05385051	3,247	1	0	1,027	0	0	4
52	神子柴 10	K05385052	5,054	1	1	1,900	0	0	3、4
53	沢尻 1	K05385053	1,420	6	0	0	0	0	5
54	沢尻 2	K05385054	1,665	0	1	347	0	0	5
55	沢尻 3	K05385055	1,636	1	0	491	1	0	5
56	南原 1	K05385056	2,898	1	0	0	0	0	5
57	南原 2	K05385057	1,426	0	0	0	0	0	5
58	南原 3	K05385058	960	1	0	0	0	0	5
59	木下 1	K05383086	8,768	10	0	3,203	0	0	9

2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（地すべり）一覧

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号
			面積 m <sup>2</sup>	人家戸数	面積 m <sup>2</sup>	人家戸数	
1	田畑殿垣外A	J05385001A	27,316	8	0	0	1
2	田畑A	J05385002A	14,398	18	0	0	1
3	田畑駅上A	J05385003A	23,677	12	0	0	1
4	田畑駅上B	J05385003B	17,364	6	0	0	1

3 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）一覧

番号	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号
			面積 m <sup>2</sup>	人家戸数	面積 m <sup>2</sup>	人家戸数	
1	大泉川 1	D05209001	37,621	0	0	0	2
2	滝洗沢	D05209002	15,682	0	3,115	0	2
3	手洗沢	D05209003	14,781	0	1,256	0	2
4	滝ノ沢川	D05385001	17,474	7	4,053	0	1
5	栃ヶ洞沢川	D05385002	1,084	0	620	0	1
6	大泉川 2	D05385003	12,918	0	69	0	2

※危険箇所番号及び図面番号に対応する図面は、長野県伊那建設事務所で供覧可能

4 山腹崩壊危険地区〔山地災害危険箇所〕（県林務部関係）

番号	地籍	位置 (字)	危険度	直接保全対象施設等			面積 (ha)	保安林関係
				人家 (戸)	公共施設			
					建物	その他		
1	北殿	羽場	B	14	駅1棟	JR 400m	3	無
2	田畑下	羽場垣外	B	30	駅1棟	JR 800m 村道 800m	7	無
3	尾無	大泉所山	B	—	—	村道 400m 水源	6	土砂流出防止 保安林
4	北沢山A	北沢山	B	—	—	林道 300m	3	水源涵養保安林
5	北沢山B	北沢山	C	—	—	林道 200m	2	水源涵養保安林
6	七曲	北沢山	C	—	—	林道 300m	3	水源涵養保安林
7	青石沢	北沢山	B	—	—	国道 300m	3	水源涵養保安林
8	桑柄沢	北沢山	C	—	—	国道 200m	3	水源涵養保安林
9	樽ノ沢	北沢山	B	—	—	国道 40m	3	水源涵養保安林
10	官行造林	北沢山	C	—	—	国道 250m	6	水源涵養保安林
11	曲尾沢	北沢山	B	—	—	国道 100m	6	水源涵養保安林

5 崩壊土砂流出危険地区〔山地災害危険箇所〕（県林務部関係）

番号	地籍	位置 (字)	危険度	直接保全対象施設等			面積 (ha)	保安林関係
				人家 (戸)	公共施設			
					建物	その他		
1	真弓沢	大泉所山	A	25	—	県道 300m 村道 500m 農地 5ha	30	水源涵養保安林
2	尾無沢	大泉所山	A	5	—	県道 100m 村道 200m 農地 3ha	50	水源涵養保安林
3	東空沢	大泉所山	B	—	—	村道 200m 農地 0.5ha	50	水源涵養保安林
4	四ノ沢	大泉所山	B	—	—	村道 200m 農地 0.5ha	35	水源涵養保安林
5	ザゴ沢	北沢山	A	25	—	国道 500m 村道 500m 農地 10ha	10	水源涵養保安林
6	押出沢	北沢山	A	15	—	国道 500m 村道 500m 農地 5ha	26	水源涵養保安林
7	大ヤンバ沢	北沢山	B	9	—	国道 500m 村道 300m 農地 4ha	27	水源涵養保安林
8	樽ノ沢	北沢山	C	—	—	村道 500m	130	水源涵養保安林
9	曲尾沢	北沢山	B	—	—	村道 200m	38	水源涵養保安林

6 重要水防区域

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
天竜川	国	一級	右	重点	20	北殿	6.5	越水(溢水)	積土のう
〃	〃	〃	左	B	420	〃	6.5	〃	暫定堤防 積土のう
〃	〃	〃	〃	〃	50	〃	6.5	水衝洗堀	蛇籠布せ
〃	〃	〃	〃	〃	340	〃	6.5	越水(溢水)	暫定堤防 積土のう
〃	〃	〃	〃	〃	340	〃	6.5	堤体漏水	月の輪
〃	〃	〃	右	〃	1570	田畑 神子柴	6.5	越水(溢水)	積土のう
〃	〃	〃	〃	〃	480	北殿	6.5	〃	カミソリ堤 積土のう
〃	〃	〃	〃	〃	480	〃	6.5	堤体漏水	月の輪
〃	〃	〃	〃	〃	470	〃	6.5	越水(溢水)	積土のう
〃	〃	〃	〃	〃	990	〃	6.5	堤体漏水	月の輪
〃	〃	〃	〃	〃	20	〃	6.5	越水(溢水)	暫定堤防 積土のう
〃	〃	〃	〃	要注意	100	〃	6.5	漏水	月の輪
〃	〃	〃	左右	B	—	田畑	6.5	工作物	—
大泉川	県	〃	右	A	1260	国道153号 ～輪道橋	1.5	護岸等の決壊 決壊	木流し 積土のう
			左	〃	1260				
〃	〃	〃	右	〃	996	輪道橋 ～市村境	1.5	堤防余裕 高不足	〃
			左	〃	996				
〃	〃	〃	左	〃	770	大泉所ダム ～吹上	1.5	護岸等の決壊 決壊	木流し むしろ張り
			右	〃	800				
大清水川	〃	〃	左	A	1131	村道2125号線 ～市村境	1.5	堤防余裕 高不足	木流し 積土のう

(天竜川上流河川事務所・伊那建設事務所関係)

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (か所)	場所 (目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
中井沢川	村	準用	左	〃	500(4)	村道113号線 ～黒川橋	1.5	堤防弱体	木流し 積土のう
			右	〃	500(4)				
北沢川	〃	〃	左	B	500(1)	伊那土地改良区 排水路合流点～ 町村境	0.6	堤防余裕 高不足 断面狭小	〃
			右	〃	500(1)				
小中井沢川	〃	〃	左	〃	150(1)	田畑神社下	0.6	護岸等の 決壊	〃
			右	〃	150(1)				
小中井沢川	〃	〃	左	〃	100(1)	神子柴～大清水 水川合流点	0.6	護岸等の 決壊	積土のう
			右	〃	100(1)				
鳥谷川	〃	〃	左	〃	1,200(10)	中央道～大型 農道西	1.0	〃	木流し 積土のう
			右	〃	1,200(10)				
車沢川	〃	〃	左	〃	800(2)	宮の上～伊那 土地改良区排 水路合流点	0.6	護岸等の 決壊	〃
			右	〃	800(2)				
大門川	〃	〃	左	〃	400(2)	村道1150号線 ～村道1146号 線	0.6	〃	積土のう
			右	〃	400(2)				
下ノ沢川	〃	〃	左	〃	500(2)	出頭～伊那土 地改良区排水 路合流点	0.6	〃	〃
			右	〃	500(2)				
栃ヶ洞沢川	〃	〃	左	〃	650(2)	郷土ヶ窪～伊 那土地改良区 排水路合流点	0.6	〃	〃
			右	〃	650(2)				
滝ノ沢川	〃	〃	左	〃	650(2)	滝ノ沢～伊那 土地改良区排 水路合流点	0.6	〃	〃
			右	〃	650(2)				
南沢川	〃	〃	左	〃	750(2)	権現～伊那土 地改良区排水 路合流点	0.6	〃	〃
			右	〃	750(2)				
計					27,252(93)				

## [その他]

### 資料 32 災害協定締結建設土木業者（南箕輪建設業組合）

NO	名 称	所在地	電 話
1	上野商事土木	1398-2	72 - 0365
2	(株) 堀建設	982-2	73 - 5777
3	入戸建設工業 (株)	3717	72 - 3305
4	原建設 (株)	3898-1	72 - 1010
5	(株) 伊那総建	6451-7	72 - 6413
6	(有) 田中興業	2194-3	78 - 1737
7	(株) 宮坂組	40-1	73 - 7222
8	(有) 有賀建設	8306-443	73 - 2335
9	(有) 大島緑地アート	5994-1	76 - 5010

資料33 気象庁震度階級関連解説表（地震震度と被害の関連解説表）

級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
0 (感覚なし)	人は揺れを感じない。						
1 (微震)	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2 (軽震)	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3 (弱震)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4 (中震)	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5 弱 (強震弱)	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。※停電する家庭もある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

<p>5 強 (強震強)</p>	<p>非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。</p>	<p>棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。</p>	<p>補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 ※一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。</p>	
<p>6 弱</p>	<p>立っていることが困難になる。</p>	<p>固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。</p>	<p>かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 ※一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。</p>	<p>地割れや山崩れなどが発生することがある。</p>
<p>6 強</p>	<p>立っていることができず、はわないと動くことができない。</p>	<p>固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。</p>	<p>多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。</p>	<p>ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 ※一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。</p>	
<p>7</p>	<p>揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。</p>	<p>ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。</p>	<p>ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。</p>	<p>耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。</p>	<p>耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。</p>	<p>広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。</p>	<p>大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。</p>

○ライフラインの※事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料 34 災害救助法に基づく応急救助早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受けるおそれのある者に給付	基本額 避難所設置費 1 人 1 日当 350 円以内  「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額の加算が可能。	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置、維持管理のための賃金職員等雇用など 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 基本額 1 戸当たり 6,883,000 円以内	災害発生の日から20日以内に着工	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,883,000円以内であればよい 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」設置できる							
		○賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様							
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の期別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに	
		全壊 全焼 流出			夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
					冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							

		国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに十ずる程度の損傷を受け、雨水の浸水等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 51,500円以内  ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な材料費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び強化しがいの教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から(教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する

埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 226,100 円以内 小人 (12 歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。) をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,600 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・上記が利用できない場合 1 体当たり 5,700 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難にかかる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本	救助事務費に支出できる費用は、災害救助法第 21 条に定める国庫負担を行う年度 (以下「国庫負担対象年度」という。) における各災害にかかる左記 1 から 7 までに掲げる費用に打ち手、地方自治法施行令第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

費、光熱水費、 修繕料) 5 使用料及 び賃借料 6 通信運搬 費 7 委託費	区分される額を合算し、各災 害の当該合算した額の合計額 が、国庫負担対象年度に支出 した救助事務費以外の費用の 額の合算額に次のイからトま でに掲げる区分に応じ、それ ぞれイからトまでに定める割 合を乗じて得た額の合計額以 内とすること。		
	イ	3千万円以下の部分の金額	100分の10
	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額	100分の9
	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額	100分の8
	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額	100分の7
	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額	100分の6
	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額	100分の5
	ト	5億を超える部分の金額	100分の4

## 資料 35 南箕輪村防災関係機関連絡一覧表

### 1. 村およびその他関係機関

#### (1) 村

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
南箕輪村役場	南箕輪村 4825-1	(0265) 72-2104	399-4592
		080-8030-3788	(衛星)
南箕輪村こども課	南箕輪村 4817-1 (こども館内)	(0265) 98-8310	399-4511
南箕輪村観光森林課	南箕輪村 2358-5 (森の交流施設内)	(0265) 72-2180	399-4511
南箕輪村教育委員会事務局 社会教育係	南箕輪村 4840-1 (村民センター内)	(0265) 76-7007	399-4592
南箕輪村教育委員会事務局 学校教育係・こども施設係	南箕輪村 4817-1 (こども館内)	(0265) 98-5110	399-4511
南箕輪村図書館	南箕輪村 4840-1 (村民センター内)	(0265) 73-4946	399-4592

#### (2) 学校機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
南箕輪小学校	南箕輪村 4804-1	(0265) 72-3304	399-4511
南部小学校	南箕輪村 8306-986	(0265) 76-7111	399-4511
南箕輪中学校	南箕輪村 3125-1	(0265) 72-3309	399-4511
南箕輪村学校給食センター	南箕輪村 3086-1	(0265) 73-2487	399-4511
上伊那農業高等学校	南箕輪村 9110	(0265) 72-5281	399-4511
信州大学農学部	南箕輪村 8304	(0265) 77-1300	399-4511
長野県南信工科短期大学校	南箕輪村 8304-190	(0265) 71-5051	399-4511

#### (3) 保育園

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
北部保育園	南箕輪村 279	(0265) 72-3645	399-4511
中部保育園	南箕輪村 3182	(0265) 72-3647	399-4511
南部保育園	南箕輪村 7250	(0265) 72-3648	399-4511
南原保育園	南箕輪村 9645-4	(0265) 78-5706	399-4511
西部保育園	南箕輪村 1815-1	(0265) 72-3644	399-4511
たけのこ園	南箕輪村 1815-4	(0265) 98-6627	399-4511

#### (4) 福祉・保健・医療施設

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
村保健センター	南箕輪村 4825-1	(0265) 72-2104	399-4592
村社会福祉協議会	南箕輪村 2380-1212	(0265) 76-5522	399-4511
特別養護老人ホーム	南箕輪村 2380-1079	(0265) 72-7474	399-4511
障害者生きがいセンター	南箕輪村 2380-162	(0265) 72-7603	399-4511
伊那中央病院	伊那市伊那 1313-1	(0265) 72-3121	396-8555
昭和総合伊南病院	駒ヶ根市赤穂 3230	(0265) 82-2121	399-4117
町立辰野病院	辰野町大字辰野 1445-5	(0266) 41-0238	399-0496

(5) 地区及び屯所

機 関 名	所 在 地	有 線
久 保 公 民 館	南箕輪村 951-1	73-6663
中 込 公 民 館	南箕輪村 724-138	75-2929 Tel76-1196
塩ノ井公民館	南箕輪村 583	75-2921
北 殿 公 民 館	南箕輪村 3163-2	76-3062
南 殿 公 民 館	南箕輪村 4861-2	73-9828
田 畑 公 民 館	南箕輪村 6626	73-5300
神子柴公民館	南箕輪村 7288	72-0799
沢 尻 公 民 館	南箕輪村 9475-1	78-7897
南 原 公 民 館	南箕輪村 9648-4	75-2675 TEL73-9047
大 芝 公 民 館	南箕輪村 2380-271	75-2924
西部地区館(大泉)	南箕輪村 2619-1	73-2592
北 原 公 民 館	南箕輪村 1630-159	75-2923
【屯 所】		
久 保 屯 所	南箕輪村 957-3	75-2932
中 込 屯 所	南箕輪村 724-138	75-2939
塩ノ井屯所	南箕輪村 606	75-2937
北 殿 屯 所	南箕輪村 3615	75-2938
南 殿 屯 所	南箕輪村 4968-3	75-2934
田 畑 屯 所	南箕輪村 6625-1	75-2933
神子柴屯所	南箕輪村 7696-2	75-2932
沢 尻 屯 所	南箕輪村 9483-3	75-2931
南 原 屯 所	南箕輪村 9648-4	75-2930
大 芝 屯 所	南箕輪村 2380-271	75-2924
大 泉 屯 所	南箕輪村 1978-1	75-2935

(6) その他出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
南 箕 輪 開 発 公 社	南箕輪村 2358-5	(0265) 76-2614	399-4511
大 芝 管 理 事 務 所	〃	(0265) 78-5835	399-4511
大芝の湯・ふれあいプラザ	〃	(0265) 76-2614	399-4511
大 芝 高 原 味 工 房	〃	(0265) 76-0054	399-4511
南 箕 輪 村 民 体 育 館	南箕輪村 4802-1	(0265) 78-6701	399-4511
伊那土地改良区事務所	南箕輪村 4624	(0265) 72-3321	399-4511
シバ-人材センター(社) 南箕輪事務所	南箕輪村 4808-2	(0265) 76-8668	399-4511
赤 松 荘	〃	有線 75-2917	399-4511
NPO法人 南箕輪わくわくクラブ	南箕輪村 4802-1 南箕輪村民体育館内	(0265) 78-8313	399-4511
上伊那西天竜土地改良区	箕輪町大字中箕輪 12035	(0265) 79-2056	399-4600
長野県西部南箕輪土地改良区	南箕輪村 4825-1	(0265) 72-2104	399-4511
J A 上 伊 那 本 所	伊那市大字伊那部 4291	(0265) 72-6110	396-8510
J A 上 伊 那 南 箕 輪 支 所	南箕輪村 4936-1	(0265) 72-2191	399-4511
上 伊 那 森 林 組 合	伊那市大字東春近 1604-1	(0265) 72-3232	399-4432
南 箕 輪 商 工 会	南箕輪村 4809-1	(0265) 72-6265	399-4511

2. 国・県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
内 閣 府	東京都千代田区永田町 1-6-1	(03)5253-2111	100-8914
総 務 省	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	(03)5253-5111	100-8926
総務省消防庁	〃 危機管理センター	(03)5253-7527 (03)5253-7533	100-8926
長 野 県 庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	(026)232-0111	380-8570
長野県危機管理部	〃	(026)235-7184	380-8570
長野県教育委員会	〃	(026)235-7421	380-8570
上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	(0265)78-2111	396-8666
伊那建設事務所	〃	(0265)78-2111	396-8666
諏訪建設事務所	諏訪市上川 1-1644-10	(0266)53-6000	392-8601
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	(0265)76-6835	396-8666
南信教育事務所	〃	(0265)76-6858	396-8666
南信発電管理事務所	伊那市狐島 3802-2	(0265)72-6121	396-0014
上伊那農業農村支援センター	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	(0265)76-6842	396-8666
伊那家畜保健衛生所	伊那市西町 5764	(0265)72-2782	396-0026
伊那健康センター	伊那市西町 4347-1	(0265)78-9700	396-0021

3. 上伊那市町村

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
伊 那 市	伊那市下新田 3050	(0265)78-4111	396-8617
駒ヶ根市	駒ヶ根市赤須町 20-1	(0265)83-2111	399-4192
辰野町	辰野町中央 1	(0265)41-1111	399-0493
箕輪町	箕輪町大字中箕輪 10298	(0265)79-3111	399-4695
飯島町	飯島町飯島 2537	(0265)86-3111	399-3797
中川村	中川村大草 4045-1	(0265)88-3001	399-3892
宮田村	宮田村 98	(0265)85-3181	399-4392

4. 広域関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
上伊那広域連合	伊那市荒井 3500-1	(0265)78-2500	396-0025
上伊那情報センター	伊那市中央第三 1111	(0265)78-7722	396-0015
伊那中央衛生センター	長野県伊那市西春近 2560	(0265)72-4751	399-4431
クリーンセンター八乙女	箕輪町大字中箕輪八乙女 3819	(0265)79-8773	399-4601
上伊那クリーンセンター	伊那市富県 3790	(0265)98-8337	396-0621

5. 警察関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下 692-2	(026)233-0110	380-8510
伊 那 警 察 署	伊那市中央 4680	(0265)72-0110	396-0015
		(090)3087-6771	(衛星)
南箕輪駐在所	南箕輪村 4880-2	(0265)72-0574	399-4511
長野県警察交通管制センター	—	(026)263-2110	—
日本道路交通情報センター	—	(026)244-0011	—

6. 消防関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
上伊那広域消防本部 (伊那消防署)	伊那市荒井 4606 番地 1	(0265) 72-0119 (0265) 76-0119	396-0025
箕輪消防署	箕輪町中箕輪 10284-1	(0265) 79-0119	399-4601
辰野消防署	辰野町中央 1	(0266) 41-0119	399-0493

7. 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
陸上自衛隊第 13 普通科連隊第 3 科	松本市高宮西 1-1	(0263) 26-2766	380-0844
陸上自衛隊第 12 師団司令部	群馬県北群馬郡榛東村 1017-2	(0279) 54-2011	370-3594
自衛隊長野地方連絡部	長野市旭 1108	(026) 233-2108	380-0846
北関東防衛施設局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	(048) 600-1800	330-9721

8. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	(026) 232-3773	380-0801
中部地方整備局天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南 7-10	(0265) 81-6411	399-4114
〃 伊那出張所	伊那市大字伊那 5171-2	(0265) 72-2734	396-0026
中部地方整備局	名古屋市中区三の丸 2-5-1	(052) 953-8127	460-8514
中部地方整備局 飯田国道事務所	飯田市東栄町 3350	(0265) 53-7205	395-0024
信越総合通信局無線通信部陸上課	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	(026) 234-9985	380-8795
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	(048) 600-6000	330-9726
関東管区警察局長野県情報通信部	長野市大字南長野字幅下 692-2	(026) 233-0110	380-0837
関東財務局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	(048) 600-1078	330-9716
関東財政局 長野財務事務所	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	(026) 234-5123	380-0846
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	(048) 740-0711	330-9713
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	(03) 600-0600	330-9722
関東農政局 長野地域センター	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	(026) 233-2500	380-0846
中部森林管理局	長野市栗田 715-5	(026) 236-2720	380-8575
中部森林管理局 南信森林管理署	伊那市伊那 1499-1	(050) 3160-6060	396-0023
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	(048) 600-0213	330-9715
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸 2-5-2	(052) 951-2683	460-8510
北陸信越運輸局	新潟市中央区美咲町 1-2-1	(025) 244-6111	950-8537
北陸信越運輸局 長野運輸支局	長野市大字西和田 1-35-4	(026) 243-4384	381-8503
東京航空局 東京空港事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1	(03) 5756-1510	144-0041
東京航空局 松本空港出張所	松本市空港東 8928	(0263) 50-3111	390-1132
東京管区気象台	東京都千代田区大手町 1-3-4	(03) 3212-8341	100-0004
長野労働局	長野市中御所 1-22-1	(026) 234-5121	380-8572
伊那労働基準監督署	伊那市大字伊那部 5033-2	(0265) 72-6181	396-0015

9. 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
日本郵政(株)	東京都千代田区霞が関 1-3-2	(03) 3504-4411	100-8798
信越郵政局	長野市栗田 801	(026) 231-2211	380-0921

南箕輪村郵便局	南箕輪村 3358-3	(0265) 78-4219	399-4511
東海旅客鉄道(株) 施設指令	名古屋市市中村区名駅 1-3-4	(052) 564-2490	450-8520
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	飯田市上飯田 5356	(0265) 22-7084	395-0000
東海旅客鉄道(株) 伊那市駅	伊那市荒井 3465	(0265) 78-7890 050-3772-3910	396-0025
日本貨物鉄道(株)	東京都千代田区飯田橋 3-13-1	(03) 3239-9111	102-0072
〃 関東支社長野営業支店	長野市栗田源田窪 992-6	(026) 234-7230	380-8519
中日本高速道路㈱飯田保全・サービスセンター	飯田市北方 856-1	(0265) 25-7288	395-0151
東日本電信電話(株)	東京都新宿区西新宿 3-19-2	(03) 5359-5111	163-8019
東日本電信電話㈱長野支店 長野災害対策室	長野市新田町 1137-5	(026) 225-4389 090-4379-9867	380-8519
日本銀行	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1	(03) 3279-1111	103-0021
日本銀行 松本支店	松本市丸の内 3-1	(0263) 34-3500	390-0873
日本赤十字社	東京都港区芝大門 1-1-3	(03) 3438-1311	105-8521
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	(026) 226-2073	380-0836
中部電力(株)	名古屋市東区東新町 1	(052) 951-8211	461-8680
中部電力パワーグリッド(株) 長野支店	長野市柳町 18	(026) 232-9060	380-0805
中部電力パワーグリッド(株) 飯田支店	飯田市吾妻町 100	(0265) 22-0652	395-0085
中部電力パワーグリッド(株) 伊那営業所	伊那市中央 4589-1	(0265) 72-7050	396-0015
日本放送協会	東京都渋谷区神南 2-2-1	(03) 3465-1111	150-8001
日本放送協会 長野放送局	長野市稲葉 210-2	(026) 291-5200	380-8001
日本放送協会 松本支局	松本市深志 3-10-3	(0263) 33-4700	390-8502
日本通運(株)	東京都港区東新橋 1-9-3	(03) 6251-1111	105-8322
日本通運(株) 伊那支店業務課	伊那市中の原 8228-167	(0265) 72-3141	396-0031
㈱ N T T ドコモ	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー	(03) 5156-1111	100-6150
㈱NTT ドコモCS 長野支店	長野市大字鶴賀上千歳町 1112-1	(026) 291-7170	380-8536
K D D I (株)	東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンシアター	03-3347-0077	102-8460
KDDI(株) au 長野支店	長野市南千歳 1-12-7	(026) 225-0680	380-0823
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋 1-9-1	0800-919-0157	105-7303

10. 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
(社) 長野県トラック協会	長野市南長池 710-3	(026) 254-5151	381-8556
(社) 長野県医師会	長野市大字三輪 1316-9	(026) 219-3600	380-8571
(社) 上伊那医師会	伊那市狐島 4176	(0265) 72-2856	396-0014
(社) 長野県歯科医師会	長野市稲葉 2141	(026) 222-8020	380-8583
(社) 上伊那歯科医師会	伊那市西町 4922-2	(0265) 72-3834	396-0026
(社) 長野県薬剤師会	松本市 2-10-15	(0263) 34-5511	390-0802
(社) 上伊那薬剤師会	伊那市日影 9	(0265) 72-5858	396-0009
(社) 長野県LPガス協会	長野市中御所 1-16-13 天馬ビル 4F	(026) 229-8734	380-0935
伊 那 バ ス (株)	伊那市西町 5208	(0265) 72-5111	396-0021
長野県土地改良事業団体連合会	長野市大字南長野宮東 452-1	(026) 233-4281	380-0838
(社) 長野県建設業協会	長野市南長野南石堂町 1230-6	(026) 228-7200	380-0824

11. マスコミその他指定

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
信 越 放 送 (株)	長野市問御所町 1200	(026) 237-0500	380-8521
(株) 長 野 放 送	長野市岡田町 131-7	(026) 227-3000	380-8633
(株) テ レ ビ 信 州	長野市若里 1-1-1 (本社)	(026) 227-5511	380-8555
	松本市丸の内 4-18 (社松本支)	(0263) 36-2002	390-8611
長 野 朝 日 放 送 (株)	長野市栗田 989-1	(026) 223-1000	380-8550
長 野 エ フ エ ム 放 送 (株)	松本市本庄 1-13-5	(0263) 33-4400	390-8520
長 野 日 報	伊那市西春近 2916-1	(0265) 72-3016	399-4431
み の わ 新 聞	箕輪町松島 8752-1	(0265) 79-8484	399-4601
信 濃 毎 日 新 聞	伊那市中央 4628-3	(0265) 72-2101	396-0015
中 日 新 聞	伊那市荒井 3519-3	(0265) 72-2405	396-0025
い な あ い ネ ッ ト	伊那市境 1420	(0265) 78-3215	396-0010
伊那ケーブルテレビジョン(株)	伊那市西町 4983-1	(0265) 73-2020	396-0021

12. 村建設業協会 (平成 28 年 11 月 1 日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(有)有賀建設	南箕輪村 南 原	(0265) 73-2335
(株)伊那総建	南箕輪村 田 畑	(0265) 72-6413
入戸建設工業(株)	南箕輪村 北 殿	(0265) 72-3305
上野商事土木	南箕輪村 久 保	(0265) 72-0365
(有)田中興業	南箕輪村 大 泉	(0265) 78-1737
(株)宮坂組	南箕輪村 久 保	(0265) 73-7222
原建設(株)	南箕輪村 塩ノ井	(0265) 72-1010
(株)堀建設	南箕輪村 久 保	(0265) 73-5777
(株)大島緑地アート	南箕輪村 田 畑	(0265) 76-5010

緊急連絡先

総務省消防庁

回線別	区分	平日 (9:30~17:45) 応急対策室	休日・夜間など左記以外 宿直室
	N T T 回 線	電話	03-5253-7527
FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	881-048-500-7527	881-048-500-7782
	FAX	881-048-500-7537	881-048-500-7789

長野県危機管理部

回線別	区分	平日 (9:30~17:45) 応急対策室	左記以外の時間 宿直室
	N T T 回 線	電話	026-235-7184
FAX		026-233-4332	
地域衛星通信ネットワーク	電話	881-231- (5208) ( ) 内:5200~5213 でも可	
	FAX	881-231- (8741)	

上伊那地域振興局

回線別	区分	平日 (9:30~17:45) 応急対策室	左記以外の時間 受付 (守衛対応)
N T T 回 線	電話	0265 - 76 - 6803	0265-78-2111
	FAX	0265 - 76 - 6804	0265-76-6804
地域衛星通信ネットワーク	電話	881-231- (2321, 2322, 8731)	881-236- (2701)
	FAX	881-231- (6804)	881-236- (6804)

その他参考となる緊急連絡先リスト (このページ後、各自で追加してください。)

- 役場関係者連絡網 (理事者、課長・次長・局長、係長、係など)
- 区役員名簿
- 各課における関係団体連絡網
- 工事、請負業者との緊急連絡網 など

## 資料36 避難情報に係る発令の判断基準 (風水害編)

### 1 避難情報の標準的な意味合い

高齢者等避難	災害が発生するおそれのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況で、高齢者等が指定緊急避難所等に避難し始めることを想定している。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況で、居住者等が災害が発生するまでに指定緊急避難所等に立退き避難を完了していることを想定している。
緊急安全確保	既に災害が発生、又は切迫している状況であり、命を守るための行動をとる段階をいう。

### 2 避難情報の発令時の状況と住民に求める行動

発令区分	発令時の状況	災害発生（予測）との関係	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況で、高齢者等が指定緊急避難所等に避難し始めることを想定している。	災害発生予測時刻まであと90分～120分程度。 自主避難の要請の場合は夕刻前や天候の悪化等避難が困難となる状況を把握した時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始する。（避難支援者は避難行動を開始する。）</li> <li>上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する。</li> <li>今後の天候の悪化、夜が近づく、浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する。</li> </ul>
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況で、居住者等が災害が発生するまでに指定緊急避難所等に立退き避難を完了していることを想定している。	災害発生予測時刻まであと60分程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者等は、危険な場所から全員避難する必要がある。</li> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所へ避難する。</li> <li>屋内で身の安全を確保できる等の条件を満たせば、自らの判断で屋内安全確保することも可能。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生予測時刻まであと30分もない程度</li> <li>予測なく発生した災害については発生直後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</li> <li>未だ避難していない居住者等や災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は、緊急安全確保する。ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

(※県作成の避難情報の判断・伝達マニュアルより)

災害発生予想時刻は別にまとめる

### 3 洪水に係る避難情報の発令基準

#### (1) 天竜川

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合においても、原則、躊躇することなく避難情報は発令する。

発令の区分	条件								
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報【はん濫警戒情報】を受信した時</li> <li>(a)伊那富水位観測所の水位が【避難判断水位 (2.6m)】に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>(b)洪水予報【はん濫警戒情報】により、伊那富水位観測所において2時間後に【はん濫危険水位 (3.1m) 到達・超過】の水位予測が発表されたとき</li> </ul>								
(避難が必要な状況が夜間・早朝となると予想される場合には、夕方等に判断。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断する時点(夕方等)で、気象情報、降水短時間予報等により、早朝・深夜に避難が必要となることが予想される場合、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想され早朝・深夜に避難が必要となることが予想される場合。</li> </ul>								
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊那富水位観測所の水位が【はん濫危険水位 (3.1m)】に達した時</li> <li>洪水予報【はん濫警戒情報】の予測で伊那富水位観測所において1時間後に【はん濫危険水位 (3.1m) 到達・超過】の水位予測が発表されたとき</li> <li>天竜川「はん濫危険情報」を受信</li> <li>河川管理施設の異常を確認(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)</li> <li>気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul>								
(避難が必要な状況が夜間・早朝となると予想される場合には、夕方等に判断。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断する時点(夕方等)で、北殿水位観測所の水位が【はん濫注意水位6.5m】及び伊那富水位観測所の水位が【はん濫注意水位 (1.5m)】を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で多量の降雨が予想される場合、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想され早朝・深夜に避難が必要となることが予想される場合。</li> </ul>								
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊那富水位観測所の水位が【はん濫危険水位 (3.1m)】に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</li> <li>天竜川「はん濫危険情報」を受信</li> <li>河川管理施設の異常を確認(堤防の亀裂拡大、漏水の増大等)</li> <li>気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul>								
対象となる区域・箇所									
天竜川ハザードマップ浸水想定区域箇所 (対象地区) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">・久保区 下段地区</td> <td style="width: 25%;">・塩ノ井区 下段地区</td> <td style="width: 25%;">・北殿区 下段地区</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>・南殿区 下段地区</td> <td>・田畑区 下段地区</td> <td>・神子柴区 下段地区</td> <td></td> </tr> </table>		・久保区 下段地区	・塩ノ井区 下段地区	・北殿区 下段地区		・南殿区 下段地区	・田畑区 下段地区	・神子柴区 下段地区	
・久保区 下段地区	・塩ノ井区 下段地区	・北殿区 下段地区							
・南殿区 下段地区	・田畑区 下段地区	・神子柴区 下段地区							

《情報の入手先》

- 天竜川の水位、雨量情報、洪水予報、大雨注意報・警報・特別警報：
  - 国土交通省「川の防災情報」、「天竜川流域防災GISシステム」、長野県「河川砂防情報ステーション」、長野地方気象台
- 前兆現象：
  - 天竜川上流河川事務所、伊那建設事務所、諏訪建設事務所(釜口水門)、村建設水道課、消防団等からの状況報告

○基準点と水位

水位	水位区分	持つ意味	北殿	伊那富
	低	水防団待機水位	6.00m	1.00m
	はん濫注意水位	氾濫の発生に対する注意を求める段階	6.50m	1.50m
	出動水位	水防団（消防団）が出動する目安となる水位	7.00m	2.20m
	避難判断水位	村長の【高齢者等避難】の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	—	2.60m
	高	はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位 村長の【避難指示】の発令判断の目安	—

○洪水予報、水防警報の受け持ち観測所

洪水予報：伊那富水位観測所

水防警報：伊那富水位観測所・北殿水位観測所

○洪水等に関する防災情報の種類及び発表基準

区 分	発表基準
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した時
はん濫発生情報	はん濫が発生した時

○水防信号

種類	説明	警鐘信号			サイレン信号						
第1信号	反乱注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	水害管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打			約1分	約5秒	約1分	約5秒	○ - 休止 - ○ - 休止 -		

※水防法第20条の規定により長野県水防法施行細則で定められた水防信号であり、実際の場面では 防災行政無線等を利用し、より具体的に指示を出すものとする

## (2) 大泉川、大清水川、帯無川（箕輪町）

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合においても、原則、躊躇することなく避難情報は発令する。

発令の区分	条件	対象となる区域・箇所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を伴うような破堤・越水になると予想される場合</li> <li>・近隣で同規模の河川がはん濫した情報を入手した時</li> </ul>	大泉川・大清水川・帯無川（箕輪町）ハザードマップ浸水想定区域箇所
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を伴うような破堤・越水になると予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理施設の異常を確認</li> </ul> </li> <li>(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)</li> <li>・気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul>	(対象地区) ≪帯無川（箕輪町）≫ 久保区、塩ノ井区 北殿区、南殿区  ≪大泉川≫ 南殿区 田畑区 大泉区
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認</li> <li>・避難を伴うような破堤・越水になると予想され、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理施設の異常を確認</li> <li>(堤防の亀裂拡大、漏水の増大等)</li> <li>・気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul> </li> </ul>	≪大清水川≫ 田畑区 神子柴区 沢尻区 大芝区

※高齢者等避難については、今後の気象情報、降水短期間予測で多量の降雨が予想される場合、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想され早朝・深夜に避難が必要となることが予想される場合であって、上記表の条件となることが予想される場合には、夜間・早朝となる前（夕方等）に避難指示の判断をする。

## (3) 準用河川

避難指示等は、(2)大泉川、大清水川の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。また、対象となる区域・箇所については、状況に応じ柔軟に判断する。

### ・準用河川

北沢川（久保）、南沢川（久保）、滝ノ沢川（久保・中込）、栃ヶ洞沢川（中込・塩ノ井）  
 下ノ沢川（塩ノ井、北殿）、大門川（北殿）、中井沢川（北殿）、車沢川（北殿・南殿）  
 小中井沢川（田畑・神子柴）、鳥谷川（沢尻・南原）

## (4) 避難情報の解除

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり（該当河川の水位が十分に下がり）、上流地域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

## 4 土砂災害に係る避難情報の発令基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。また、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合においても、原則、躊躇することなく避難情報は発令する。

発令の区分	条件
高齢者等避難 (避難が必要な状況が夜間・早朝となると予想される場合は夕方等に判断)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準（南箕輪村101）を実況で超過した時</li> <li>・大雨に関する気象情報が発表されている状況で、土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時</li> <li>・その他気象状況等により災害発生のおそれがある時</li> <li>・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている時</li> <li>・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される時</li> <li>・その他気象状況等により災害発生のおそれがある時</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南箕輪村に土砂災害警戒情報が発表された時</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、南箕輪村に記録的短時間大雨情報が発表された時</li> <li>・土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時</li> <li>・気象庁による特別警報が発表された時</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害が発生した時</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されており、かつ土砂災害警戒情報を捕捉する情報で、土砂災害発生危険基準線（CL）を実況で超過した場合</li> <li>・土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された時</li> <li>・気象庁による特別警報が発表された時</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合</li> </ul>
対象となる箇所	
(1) 急傾斜地崩落 土砂災害警戒区域（58箇所）及び土砂災害特別警戒区域（46箇所） (2) 土石流 土砂災害警戒区域（6箇所）及び土砂災害特別警戒区域（5箇所） （対象地区） 久保区、中込区、塩ノ井区、北殿区、南殿区、田畑区、神子柴区、沢尻区、南原区 ※予期せぬ場所での土砂災害や想定規模を超える災害など突発的事象によるものには柔軟に対応する。	
避難勧告等を発令する範囲	
以下を参考に避難情報を発令する範囲を判断し、該当地区を指定して決定する。  (1) 条件を満たした格子（CLの設定されている5km四方メッシュ）内の土砂災害警戒区域及びその周辺の土砂災害警戒区域 (2) 長野県が提供する土砂災害危険度（1km四方メッシュ）における土砂災害の危険度の高い地域内の土砂災害警戒区域及びその周辺の土砂災害警戒区域 (3) 土砂災害危険箇所等の巡視により、別表の前兆現象が発見された土砂災害警戒区域及び周辺の土砂災害警戒区域 (4) 土砂災害が発生した周辺の土砂災害警戒区域 （範囲の例） ○○地区の土砂災害警戒区域に避難指示を発令	

《情報の入手先》

大雨注意報・警報・特別警報：長野地方気象台

河川砂防情報ステーション：長野県砂防課

前兆現象：村建設水道課、伊那建設事務所、消防団、自主防災会、住民等からの状況報告

別表（前兆現象別の避難情報の種類）

予想される土砂災害の種類	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
土石流	流水の異常な濁り	渓流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 渓流水位の激減
崖崩れ	湧水量の増加 表面流発生	小石がばらばら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩落 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り・山鳴り 地面の振動

## 5 村長外出時の対応

避難情報を判断する条件下で、村長が出張その他で災害対策本部にいない場合の連絡体制及び避難情報の発令の判断について別に示す。

## 6 住民への避難伝達方法

伝達手段	担当班	伝達先	伝達方法	伝達の優先順位
防災行政無線	①防災班 (危機管理課) ②総務班 (行政係)	村民	防災行政無線緊急一斉放送 (屋外スピーカー、戸別受信機、有線スピーカー)	1
電話・FAX連絡	総務班 (行政係)	自主防災会長 (区長)	電話・FAX等により対象地区自主防災会長へ連絡 → 地域住民へ連絡	1
緊急速報メール エリアメール	①渉外・広報班 (秘書広報係) ②総務班 (行政係) ③情報連絡班 (企画係) (地域振興係) (情報政策係)	村民	緊急速報メールによる避難情報の伝達	1
登録制メール (いくくるメール)	①渉外・広報班 (秘書広報係)	メール登録者	メールによる一斉配信	2

ケーブルテレビ 文字放送 ※「いくくる メール」と連動	②総務班 (行政係) ③情報連絡班 (企画係) (地域振興係) (情報政策係)	村民	ケーブルテレビ文字放送によ る伝達	2
広報車による 広報	災害対策本部 消防団	対象地域住民	村広報車・消防団車両により、 対象地域住民に対して広報	2
SNS配信	①渉外・広報班 (秘書広報係) ②総務班 (行政係) ③情報連絡班 (企画係) (地域振興係) (情報政策係)	村民	ツイッター、フェイスブック による情報配信	3
報道機関への 広報依頼 【Lアラート】	①渉外・広報班 (秘書広報係) ②総務班 (行政係) ③情報連絡班 (企画係) (地域振興係) (情報政策係)	伊那CATV・ 伊那有線放送 ほか報道機関 Lアラート の活用	テレビ・有線放送等による情 報伝達  Lアラートにより情報の伝達	3
ホームページ	渉外・広報班 (秘書広報係)	村民	インターネットによる災害情 報の閲覧	4

※伝達の優先順位は、対応職員が不足している場合に優先的に対応する順番

7 情報伝達文（例）

①防災行政無線

(1) 高齢者等避難 警戒レベル3

(チャイム) 高齢者等避難 発令

南箕輪村役場（災害対策本部）からお知らせします。○時○分に○○地区（○○地域）に対して警戒レベル3（さん）高齢者等避難を発令しました。

昨夜からの大雨により

- ・○○川の水位が上昇し、今後浸水が始まるおそれがあります。
- ・○○川は、今夜、氾濫のおそれがある水位に達する見込みです。
- ・土砂災害が発生するおそれがあります。

南箕輪村役場から高齢者等避難を発令します。

久保・中込・塩ノ井・北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻・南原の土砂災害警戒区域（急傾斜近くの地域）に、土砂災害が発生する恐れがあります。

急傾斜地域周辺にお住いの方は避難できるよう準備をしてください。

安全に、避難することが困難な場合は自宅のより安全な場所・また最寄の安全な場所へ避難してください。

避難所は○○になります。

など

気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、（暗くならないうちに、浸水が始まらないうちに、雨が強くならないうちに）迷わず避難してください。

高齢の方、障がいのある方、小さい子供を連れている方などは、避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

※ 内は、高齢者等避難を出すにいたった状況（情報）を簡潔に。

※（ ） 内は、必要に応じて適宜伝達

## (2) 避難指示 警戒レベル4

(サイレン)

警戒レベル4 避難指示発令、避難指示発令

南箕輪村役場（南箕輪村災害対策本部）からお知らせします。  
〇時〇分に〇〇地区（〇〇地域）に対して、警戒レベル4（よん）  
避難指示を発令しました。

すぐに避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

昨夜からの大雨により

- ・ 〇〇川の水位が上昇し、氾濫のおそれがある水位に達する見込みです。
- ・ 午後からの大雨により、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害が発生する危険が非常に高くなっております。

南箕輪村役場から次の地区に避難指示を発令します。

久保・中込・塩ノ井・北殿・南殿・田畑・神子柴・沢尻・南原の土砂災害警戒区域（急傾斜近くの地域）に、土砂災害が発生する恐れがあります。

急傾斜地域周辺にお住まいの方は避難をしてください。

安全に、避難することが困難な場合は自宅のより安全な場所へ避難してください。

避難所は〇〇になります

【夜間等外が危険な場合は追加】

なお、外が危険な場合は、屋内の高いところ（斜面から一番離れたところ）に避難してください。

（なお、□□橋は通行できません。〇〇方面に迂回して避難してください。）（できるだけ、隣近所の方に声を掛けて避難してください。）

※ 内は、避難指示を出すにいたった状況（情報）を簡潔に。

※（ ） 内は、必要に応じて適宜伝達

### (3) 緊急安全確保 警戒レベル5

(サイレン)

警戒レベル5 緊急安全確保発令、緊急安全確保発令

こちらは南箕輪村です。〇〇地区（〇〇地域）に緊急安全確保を発令しました。（避難指示を緊急安全確保に切り替えました。）  
直ちに命を守る最善の行動をとってください。

昨夜からの大雨により

- 〇〇川の堤防が決壊するおそれがあります。
- 浸水がすすみ、床上浸水にいたるおそれがあります。
- 〇〇地区の西側の崖が崩れて非常に危険です。
- 土砂災害の危険が非常に高くなっています。
  
- 〇〇からの堤防が決壊しました。命を守る最善の行動をとってください。
- 〇〇地区の西側の崖が崩れて非常に危険です。大至急命を守る最善の行動をとってください。

など

#### 【夜間等外が危険な場合は追加】

外が危険な場合は、屋内の高いところ（斜面から一番離れたところ）に避難してください。

※ 内は、緊急安全確保を出すにいたった状況（情報）を簡潔に。

※（ ） 内は、必要に応じて適宜伝達

## ②メール配信

### (1) 高齢者等避難 (※各ツール原則同じ内容を提供)

#### ●緊急速報メール (題名 15文字、本文 200文字)

【題名】

【緊急】 高齢者等避難発令

【本文】

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。

大雨により、  
┌ 〇〇川の水位が上昇し浸水が始まるおそれがあります。  
└ 土砂災害が発生するおそれがあります。

気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

高齢の方、障がいのある方、小さい子供を連れている方などは、避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

#### ●いくくるメール (文字制限なし)

【件名】

【緊急】 高齢者等避難発令

【本文】

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。

大雨により、  
┌ 〇〇川の水位が上昇し浸水が始まるおそれがあります。  
└ 土砂災害が発生するおそれがあります。

気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

高齢の方、障がいのある方、小さい子供を連れている方などは、避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

#### ●X (140文字)、フェイスブック (文字制限なし)

【本文】

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。

大雨により、  
┌ 〇〇川の水位が上昇し浸水が始まるおそれがあります。  
└ 土砂災害が発生するおそれがあります。

気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

高齢の方、障がいのある方、小さい子供を連れている方などは、避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

## (2) 避難指示 (※各ツール原則同じ内容を提供)

### ●緊急速報メール (題名 15文字、本文 200文字)

**【題名】**

**【緊急】避難勧告発令**

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。  
大雨により、  
    〇〇川の水位が上昇し、氾濫のおそれがあります。  
    土砂災害が発生する危険が非常に高くなっています。  
すぐに避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

### ●いくくるメール (文字制限なし)

**【件名】**

**【緊急】避難指示発令**

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。  
大雨により、  
    〇〇川の水位が上昇し、氾濫のおそれがあります。  
    土砂災害が発生する危険が非常に高くなっています。  
すぐに避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

### ●X (140文字)、フェイスブック (文字制限なし)

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。  
大雨により、  
    〇〇川の水位が上昇し、氾濫のおそれがあります。  
    土砂災害が発生する危険が非常に高くなっています。  
すぐに避難所や安全な親戚や知人の家などへ避難してください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

### (3) 緊急安全確保 (※各ツール原則同じ内容を提供)

#### ●緊急速報メール (題名 15文字、本文 200文字)

**【題名】**

**【緊急】緊急安全確保発令**

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。

大雨により、  
    〇〇川の堤防が決壊しました。  
    〇〇地区の西側の崖が崩れて非常に危険です。

直ちに命を守る最善の行動をとってください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところ(斜面から一番離れたところ)に避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

#### ●いくくるメール (文字制限なし)

**【件名】**

**【緊急】緊急安全確保発令**

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。

大雨により、  
    〇〇川の堤防が決壊しました。  
    〇〇地区の西側の崖が崩れて非常に危険です。

直ちに命を守る最善の行動をとってください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところ(斜面から一番離れたところ)に避難してください。

配信：南箕輪村災害対策本部

#### ●X (140文字)、フェイスブック (文字制限なし)

**【本文】**

〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。

大雨により、  
    〇〇川の堤防が決壊しました。  
    〇〇地区の西側の崖が崩れて非常に危険です。

直ちに命を守る最善の行動をとってください。

(まだ避難していない方は)直ちに△△公民館に避難してください。

**【夜間等外が危険な場合は追加】**

外が危険な場合は、屋内の高いところ(斜面から一番離れたところ)に避難してください。